

本能寺の変の再検証

—先行研究の成果と『石谷家文書』から判明した史実の結合—

熊田千尋

〔要旨〕「本能寺の変」が発生した当時、変の原因について、主な公家や織田信長の家臣たちは、信長の四国政策変更によるものとみていた。これが「四国説」の始まりである。

本稿では、変の原因について四国説に求める先行研究の成果と2014年に公表された『石谷家文書』から新たに判明した史実を結びつけることにより、明智光秀の謀叛実行に至る過程をより明確にした。『石谷家文書』よって、織田信長と長宗我部元親との国分条件に係る交渉過程において、天正9年(1581)冬、安土において長宗我部元親を巡って、長宗我部元親を悪様に罵る讒言者と近衛前久・明智光秀との間で争論が行われていたことが明らかとなった(また、本能寺の変後に近衛前久が、織田側から光秀との共謀を疑われたが、その理由は、この争論で長宗我部元親を擁護したためであった)。

信長は讒言者の意見を重視して、一方的に東四国から元親を排除する措置に出た。この讒言者について、本稿において、信長の側近で堺代官の松井友閑であることを明らかにした。すなわち、光秀は松井友閑に外交面で敗北したのである。ただ、信長は、元親が土佐一国の国分条件を受け入れるなら断交はしないと、光秀はその説得交渉の使者を派遣した。しかし、その後信長は元親の返答を確認しないまま、三男信孝に四国出兵を命じ、一方的に元親を敵対視する措置に出た。この命令は光秀を通した元親への説得中に出されたので、光秀の交渉は無視されたことになった。この二度にわたる信長の一方的な四国政策の変更により、光秀の謀叛の動機が形成されたと考えられる。

謀叛実行のきっかけは、天正10年(1582)5月に羽柴秀吉からの援軍要請により、信長が毛利攻めの親征を決め、光秀がその先陣を命令され、加えて、徳川家康らを接待するため、信長が毛利攻めの途中京都の本能寺に殆ど無防備の状態で立ち寄ったことにある。本能寺の変は、光秀がこの舞い込んだ一瞬のチャンスを活かし、信長を襲撃したものである。

はじめに

天正10年(1582)6月2日、明智光秀は、織田信長の命により羽柴秀吉の毛利攻めの援軍として、備中に向け約1万3千から2万人の軍勢⁽¹⁾を引き連れ、居城の亀山城から出陣した。しかし、途中進路を急遽京方面に変更して、夜明け頃、本能寺に宿泊していた織田信長を襲撃、その後、妙覚寺に宿泊していた嫡男信忠を襲撃し、信長親子を殺害した。これがいわゆる「本能寺の変」である。

何故、明智光秀が信長を襲撃したのか。謀叛の動機や背景については、江戸時代から今日に至るまで確かな史料に基づかない荒唐無稽な俗説も含め諸説⁽²⁾ある。

このような中で、変の真相について、変発生当時から信長の主要な部将や有力公家達などは、本文1.(2)で後述するように、信長と土佐を本拠地とする長宗我部元親の関係が悪化したことによって、元親の取次ぎ役をしていた明智光秀が失脚を恐れて謀叛に及んだのではないかと認識していた。これが、信長の四国政策における長宗我部元親の扱いの変更が変の主因とする、所謂「四国説」である。同説は、既に本能寺の変が起こった当時から有力視されていたのである。

四国説については、近年に入り、藤田達生氏、桐野作人氏、谷口克広氏らによる一次史料に基づく研究が進展し、史実としての確度が高められ、さらに平成26年(2014)6月に林原美術館と岡山県立博物館が公表した『石谷家文書』⁽³⁾によって、これまで軍記物などに頼っていた部分が新史実として明らかとなり、一段と強化されたと言える(後述)。

本稿では、本能寺の変の主因を信長の四国政策変更を求める先行研究の成果と『石谷家文書』の検証によって新たに判明した史実を結びつけることにより、信長の四国政策の変更を方向付けた人物、信長が長宗我部元親に提示した四国の国分(領地配分)条件と交渉の詳細、明智光秀の謀叛の動機が形

成されていく経緯、近衛前久が明智光秀との謀叛共謀を疑われた真の理由などを明らかにし、明智光秀の謀叛実行に至る過程をより鮮明にしていきたい。

1. 四国説について

(1) 江戸時代から現在までの流れ

現在有力視されている四国説は、織田信長の四国政策における長宗我部元親の扱いの変更に、本能寺の変の主因を求めるものである。詳しくは次の1.(2)で述べるが、本能寺の変発生当時、信長の主要な部将や有力公家衆、長宗我部元親などは、既に変の主因は四国説と認識していた。

しかしながら、江戸時代に入ると、本能寺の変に関しては軍記物などを基にした俗説が流行し、また儒学思想の影響も受け、織田信長については暴虐性はその人物像としてクローズアップされ、その暴虐ぶりに耐え兼ねた明智光秀が怨恨を晴らすために謀叛を起こしたとされてきた⁽⁴⁾。明治期に入ると信長の業績は評価されるようになったが、信長の性格への評価は変わらず、本能寺の変の原因は、光秀の怨恨説が主流となっていた⁽⁵⁾。

大正時代に入ると、徳富蘇峰氏が、明智光秀は本能寺に打入ることにより天下の主となる野望を果たしたと野望説を打ち出したが、その背景には、信長に対する不平が蓄積されており、その不平のひとつとして、信長の四国政策変更を起因とする長宗我部元親攻めが指摘されているとして、四国説にも注目している⁽⁶⁾。

昭和前半期には、桑原三郎氏が、外様大名格である明智光秀の勢力が畿内中心に大きくなり過ぎたので、安土・京都を中心に一門と直臣を配置する方策に転じた信長が、光秀の勢力削減に乗り出したことから、光秀が自己勢力の保持進展のために謀叛を起こしたとし、その勢力削減策の一例として、信長が光秀と親密な関係にあった長宗我部元親への四国切取りの承認を覆して討伐の軍を起こしたことを挙げ、それが謀叛の動機のひとつになったとして四国説を取り上げている⁽⁷⁾。

太平洋戦争後になると、光秀の謀叛の動機が、天下取りの野望か、信長への怨恨か別にして、戦国史研究の泰斗とされる高柳光寿氏と桑田忠親氏が光秀を謀叛へ誘導した原因を四国説に求め、さらに現在では、藤田達生氏、桐野作人氏、谷口克広氏らが一次史料に基づく研究を積み重ね、四国説をさらに確度の高い説にしている。そもそも信長の四国政策は、敵対勢力であった阿波と讃岐を基盤とする阿波三好家の攻略を目的として採られた政策⁽⁹⁾である。その阿波三好家攻略の主役の変更が四国政策の変更であり、これが明智光秀の謀叛の動機へと繋がっていく。

これまでの先行研究における四国説の概略は次のとおりである。

信長は、当初土佐の長宗我部元親を阿波三好家攻略の主役として起用していたが、長期にわたった大坂本願寺との戦いが天正8年(1580)に終結すると四国政策の見直しに入り、それまで黙認してきた元親の四国各地侵攻に警戒し、元親の支配地域を制限するため、土佐と阿波南半国とする国分(領地分配)条件を提示した。これに対し、元親が条件に難色を示したことから、信長は元親に叛意を感じ、翌天正9年(1581)11月に東四国(阿波・讃岐)平定の主役を一方的に元親から阿波三好家出身で信長の家臣となった三好康長に変更するといった強硬手段を講じた。これに伴い、両者の関係が悪化することになり、信長は、天正10年(1582)4月に武田攻めを終えて安土に帰陣すると、翌5月に元親を敵対視して信長の三男信孝を総大将とする四国討伐令を出すに至った。このため、元親の取次ぎ役であった明智光秀が面目を失うとともに、織田政権内での立場に危機感を抱いて謀叛に及んだというのが従来の四国説である(なお、3.(4)、(5)、(6)にて詳述するが、『石谷家文書』によって四国政策変更過程とそれに基づく国分条件と交渉の詳細が明らかとなるほか、光秀の謀叛の動機が形成される経緯が浮かんでくる)。

この光秀の危機感の背景について、藤田達生氏は織田政権内の派閥抗争⁽¹¹⁾に、桐野作人氏は織田信長の一門衆の拡張路線⁽¹²⁾に、各々力点を置いている。また、谷口克広氏は、光秀が既に老齡(「当代記」を引用して67歳と推定)であっ

たとみて、信長から今後の活躍を期待されず信長の重臣であった佐久間信盛のように無用の長物として追放されるなどの恐れがあったとしている⁽¹³⁾。

(2) 本能寺の変発生当時から既に認識されていた四国説

天正 10 年 (1582) 6 月 2 日に起こった本能寺の変の約 1 か月前の 5 月 7 日、信長は三男信孝を総大将として四国攻めを命じた。詳細は後述するが、その命令⁽¹⁴⁾は、事実上長宗我部元親討伐令に等しい内容であった。信孝の四国への渡海は、6 月 3 日とされており⁽¹⁵⁾、その前日に明智光秀は謀叛、すなわち本能寺の変を起こしたのである。

しかし、本能寺の変から 12 日後の 6 月 13 日、山崎の合戦で光秀は羽柴秀吉らの織田勢に敗れた⁽¹⁶⁾。それから間もなくして捕らえられた光秀の重臣斎藤利三 (内蔵助) が 6 月 17 日に洛中を引き回されている様子を見た当時の公家達は、「日向守内斎藤内蔵助、今度謀叛随一也」⁽¹⁷⁾ (山科言経)、「早天ニ斎藤 (内) 蔵助ト申者明智者也。武者なる物也。かれなと信長打談合衆也」⁽¹⁸⁾ (勸修寺晴豊) と日記に記録しているように、斎藤利三を変のキーマンと認識していた。公家達がこのように認識していたのは、変後の 6 月 7 日に光秀と親しい吉田兼見 (公卿で吉田神社神主) が、勅使として光秀が占拠していた安土城に派遣された際、光秀との対談の模様について、「今度謀反之存分雑談也」と日記に記録⁽¹⁹⁾していることからみて、吉田兼見より光秀が謀叛に及んだ事情などを聞いていたものと考えられる。

また、長宗我部元親の旧臣が記した「元親記」⁽²⁰⁾では、「扱斎藤内蔵助は四国の儀を氣遣に存 (する) によって也、明智殿謀叛の事弥被差急、既六月二日に信長殿御腹をめさるゝ」と斎藤利三が光秀を動かして、「四国の儀」すなわち長宗我部元親に氣遣って謀叛を起こしたと記している。

斎藤利三が、何故変のキーマンとして位置付けられたかと言えば、光秀が長宗我部元親と信長の間の取次ぎ役をしている中であって、元親の妻が斎藤利三の義理の妹に当たるため⁽²¹⁾、光秀がその縁戚関係にも配慮せざるを得なかったとみられたからであろう。

さらに、四国説を裏付けるものとして、光秀が織田勢に敗北後、近衛前久（前関白・太政大臣）が織田信孝や羽柴秀吉から光秀との共謀を疑われ、難を免れるために徳川家康が支配する三河まで逃亡せざるを得なった事態が挙げられる。何故前久が嫌疑をかけられたのか。通説では「信長公記」の中に、本能寺の変の渦中、光秀の軍勢が信長の嫡男信忠が籠っていた二条御所を襲撃した際、光秀軍が同御所に隣接していた近衛前久の屋敷（近衛殿）の屋根に上り、上から弓・鉄砲を御所内に打ち込み、信忠方を壊滅状態に追い込んだとの記事があることから、この記事の内容を基に疑われたとされてきた。⁽²²⁾⁽²³⁾

しかしながら、平成 26 年（2014）に公表された一連の『石谷家文書』のうち、本能寺の変の翌年近衛前久が長宗我部元親の許にいた石谷親子（光政<空然>、頼辰）宛の書状（後述の 2. (4) の史料 1）の中に、前久が疑われた真の理由が明記されていた。同書状で前久は、天正 9 年（1581）冬、安土において信長に対して長宗我部元親のことを種々悪様に讒言する者がいて、信長がその讒言に同調して元親と断交しようとした時、前久らが元親を擁護して取り成した経緯があったので、それを根拠として謀叛共謀を疑われたとの趣旨を記している。このように元親を擁護した前久が光秀との共謀を疑われた状況からみても、織田信孝や羽柴秀吉らも信長の長宗我部元親討伐令が原因で光秀が謀叛に及んだと認識していたことがわかる。

これらから、当時の信長や光秀に近い関係者の間では、信長の長宗我部元親討伐令に変の原因があるとの共通認識があったとみられる。

それでは、何故光秀が一族郎党の命運かけた謀叛を起こしたのか。それは信長の四国政策の変更に求められるので、次に四国政策の目的と変遷を辿りながら検証していきたい。

2. 信長の四国政策の目的

前記のとおり、信長の四国政策とは阿波三好家の攻略を目的として採られた政策である。もともと三好家は阿波守護の細川家に属していたが、三好長

慶の時代に勢力を拡大し、永禄元年（1558）頃までに、その勢力範囲は、山城・摂津・和泉の三畿内をはじめ、丹波と播磨の一部、淡路・讃岐・阿波を含む広大な一帯であったとされる⁽²⁴⁾。永禄7年（1564）7月に長慶が亡くなった後⁽²⁵⁾、翌年5月に長慶の後継三好義継と三好三人衆（三好家の重臣で三好長逸・三好宗渭・岩成友通）らが、足利十三代將軍義輝を襲撃し殺害した⁽²⁶⁾。その後、織田信長は義輝の弟足利義昭を將軍にすべく、永禄11年（1568）9月に義昭を奉じて上洛する⁽²⁷⁾。この時、三好一族は分裂し、三好本宗家の三好義継と重臣の松永久秀は信長・足利義昭方につき、三好三人衆と阿波三好家とは敵対することとなった⁽²⁸⁾。形勢不利となった三好三人衆らは、一旦阿波に退去するものの、再び渡海して信長と攻防戦を展開し、その過程で、元亀元年（1570）9月に大坂本願寺が三好三人衆方に付くことになり⁽²⁹⁾、これに伴い大坂本願寺は阿波三好家と同盟関係となる。これが、信長と大坂本願寺との長期戦争のきっかけとなる。

元亀3年（1572）に入ると信長と足利義昭が政権運営を巡って次第に関係が悪化するようになり、翌元亀4年（1573）7月に義昭は榎島城で挙兵して信長に叛旗を翻すが、結局降伏して河内の若江城（城主三好義継）まで送り届けられることになった⁽³⁰⁾。さらに天正2年（1574）には紀伊由良まで退去した⁽³¹⁾。

しかし、信長とそれまで友好関係にあった毛利氏が対立するようになると⁽³²⁾、足利義昭は天正4年（1576）2月に毛利氏の領地備後鞆（現在の福山市）に移り⁽³³⁾、再び信長打倒に動き始める。その結果、阿波三好家は、大坂本願寺、毛利氏とともに信長の包囲網を形成していくことになった。信長にとって、毛利氏と阿波三好家が、瀬戸内海の制海権を押さえれば、大坂本願寺への兵糧・弾薬等の物資補給ルートが確保されることになって大坂本願寺の攻略が難しくなるため、阿波三好家の制圧が重要な課題であった。

こうした状況下、備後鞆に移った足利義昭は、越後の上杉謙信に呼びかけ、これに応じた謙信はそれまで対立していた大坂本願寺と天正4年（1576）5

月に和睦⁽³⁴⁾して反信長勢力に加わるようになった。また、謙信が毛利氏とも結びついた⁽³⁵⁾ことで大坂本願寺が勢いを増してきたことから、信長には四国の阿波三好家を直接攻略できる余裕などなかった。このため、信長は、天正8年(1580)閏3月に大坂本願寺と和睦するまでの四国政策においては、反三好勢力の旧阿波守護の細川真之や親信長派の長宗我部元親を利用することになる。

それでは、次に信長の四国政策の変遷を具体的にみていきたい。

3. 信長の四国政策の変遷

(1) 阿波三好家の内紛と再建

元亀4年(1573)4月、阿波三好家で内紛があり、当主の三好長治らが実力者の重臣篠原長房を殺害したことから、家中が分裂することになった⁽³⁶⁾。一方、畿内では、信長と大坂本願寺との間で攻防戦が展開される中、天正3年(1575)4月に、河内を拠点とし、本願寺方に加わっていた阿波三好家出身の三好康長が信長に降伏⁽³⁷⁾するに至り、阿波三好家の畿内の拠点は全て喪失した。なお、三好康長は信長に許されて家臣となり、後に四国政策に起用されることになる。

その後、「昔阿波物語」などによると、天正4年(1576)12月に阿波三好家の三好長治は、旧阿波守護家の細川真之に見限られ、阿波の反三好の国衆達に攻められて自害⁽³⁸⁾に追い込まれた。この時、信長が細川真之や阿波における反三好の国衆達に長治攻撃を指示したとされ、また、「昔阿波物語」では、三好長治攻めに細川真之が、阿波に進出し始めた長宗我部元親に支援を要請したと記されている⁽³⁹⁾。

翌天正5年(1577)に入ると、阿波三好家の当主不在により不安定化した東四国(讃岐・阿波)に毛利氏が瀬戸内海の制海権掌握を確実なものとするべく介入する(元吉城合戦)ことになり、その結果、讃岐の反毛利の国衆との戦いに勝利して、讃岐国沿岸に自らの拠点⁽⁴¹⁾を確保した。翌天正6年(1578)初めには、毛利氏や大坂本願寺に支持される形で、堺から長治の実弟三好存

保が阿波に渡ると、阿波三好家は再び勢いを取り戻し始める。

(2) 長宗我部元親の活用

これに対し、信長は、天正3年(1575)までには土佐を統一して阿波の南部に進出していた長宗我部元親と、明智光秀を取次ぎ役として友好関係を築き、天正6年(1578)10月には朱印状を出し、元親の阿波の制圧を容認するとともに、嫡男弥三郎に「信」の一字を与え、「信親」と名乗らせている。

これを受け、元親は阿波への侵攻を本格化させ、天正8年(1580)初頭までには、阿波三好家当主の三好存保を讃岐に追い払うなど、阿波をほぼ制圧しかけていた。長宗我部勢の阿波の侵攻に当たっては、阿波の旧守護家の細川真之も行動を共にしていたことが確認される。

また、元親は阿波だけでなく、天正5年(1577)2月には伊予宇和郡に侵攻し始めたほか、翌6年夏には讃岐にも侵攻し、西讃岐を制圧するなど、四国全土を征服する勢いを示していた。「元親記」によると、前記信長より偏諱を受けた際、「四国の儀は元親手柄次第に切取り候へと御朱印頂戴したり」と記されており、その朱印状が発給されたかどうかは確認できないが、元親は四国各地に侵攻していた。しかし、天正7年(1579)夏に西園寺公廣の伊予宇和郡に侵攻した際には、西園寺公廣が信長に支援を要請したところ、信長の奉行衆が西園寺公廣の進退を保証する旨述べたとされる。この点からすれば、信長が朱印状を発給していたとしても、元親に警戒感を持っていた様子が窺える。

(3) 長宗我部元親の苦戦と三好康長の登場

長宗我部元親が阿波を制圧しかけていた頃、信長は10年間にも亘って戦い続けた大坂本願寺と天正8年(1580)閏3月に和睦するに至り、本願寺法主の顕如は同年4月に大坂を退去した。さらに同年8月には、引続き抵抗し籠城していた顕如の長男教如も大坂を退去したため、大坂本願寺との戦いは完全に終結した。これにより、信長は、軍事力に余裕ができたことから、四国政策の見直しに入り、それまで長宗我部元親の四国各地への侵攻を黙認して

きたが、前記のとおり警戒心もあり、支配地域に制限を加えようとしていたと考えられる。

ちょうどその頃、戦いの終結に伴って行き場を失った大坂本願寺の牢人衆などが、渡海して阿波に押し寄せ、阿波三好家の拠点である勝瑞城を占拠するという事態が発生した。この牢人衆らに元親は思わぬ苦戦を強いられることになった。

同年11月、元親は、信長方の羽柴秀吉に対し、これら牢人衆が信長の朱印状により阿波平定の許可を得ていると主張していること、さらに、現在では信長の家臣となっている阿波三好家出身の三好康長が讃岐の有力国人安富氏の許に行く動きがあることなど事実関係の確認を中心に八ヶ条にわたる書状を出している⁽⁵²⁾。

こうした動きは、元親にとって想定外の出来事であり、毛利氏と交戦中で瀬戸内海の制海権掌握にも関与していた秀吉を通じて信長の真意を確認しなかったのではないかと思われる。とりわけ、三好康長の讃岐への下向については、東四国（讃岐・阿波）の平定に三好康長が関与するのであれば、元親との役割分担はどうなるのか確認しておく必要があった。

秀吉がどのような返事をしたかは不明であるが、元親は翌12月に信長に大坂本願寺との和睦により大坂の問題が片付いたことを祝して伊予鷹を進上している。これに対し信長は書状で感謝の意を示し、阿波三好家との戦いに関しては明智光秀から伝達させる旨の返事を出している⁽⁵³⁾。

光秀からの伝達内容は、元親への援軍として、三好康長が派遣されるというものであったのではないかとみられる。というのも翌天正9年（1581）1月に正親町天皇の御前で翌月に開催される馬揃えの参加メンバーが発表された際、三好康長と傘下の河内衆が、四国出兵予定としてメンバーから除外されているからである。この段階では、信長と元親の関係はまだ良好であり、信長の四国出兵の直接の狙いは、大坂本願寺の牢人衆の出現により阿波制圧に苦戦する元親への支援であったとみられる。それに加えて、信長は今や家

臣となった阿波三好家出身の三好康長を起用することで、元親の支配地域を制限するための布石を打っておくことでもあったのではないかとみられる。

しかしながら、阿波での元親の劣勢を受け、天正9年(1581)初めには、讃岐に逃亡していた三好存保が拠点の勝瑞城に帰城し阿波を回復したため⁽⁵⁵⁾、この時点での康長の渡海は見送られたようである⁽⁵⁶⁾。

その後、天正9年の阿波国内の情勢をみると、元親と三好存保との戦いは一進一退の展開が繰り返⁽⁵⁷⁾られていた。

(4) 三好康長の本格起用による四国政策の変更

天正9年(1581)11月17日になると、羽柴秀吉と池田勝九郎(元助)ら織田勢が、阿波三好家方の淡路島に上陸し、同月20日頃までに制圧した⁽⁵⁸⁾。これを受け、信長は、その直後堺代官の松井友閑を通じ同月23日付けで讃岐の国人安富氏宛に書状⁽⁵⁹⁾を出し、今般淡路島を制圧したことに伴い、三好山城守(康長)に東四国(阿波・讃岐)の支配を任せることとしたので、軍勢を出して味方するよう命じた。

この命令は、一方的に長宗我部元親がそれまで築いてきた東四国の基盤を奪い、同地域から元親を排除することを意味した。このように強硬な姿勢に出た背景には、同年1月の三好康長への四国出兵命令時とは事情が異なって、東四国の平定の主役を元親から三好康長に切替える必要性が信長サイドに生じたということがある。

その必要性は何であったのか。それは、下記史料1の『石谷家文書』の近衛前久が本能寺の変から約9カ月経過した天正11年(1583)2月20日付けで土佐の元親の許にいた石谷父子宛に出した書状⁽⁶⁰⁾から読み解くことできる。同書状は、長文であるので、要約すると次のとおりとなる(なお、同書状において、前久は、自身側の表現を、①「われら」、「拙者」、「我等」、②「われわれ達」、「われら達」としているが、前者の①は、前久単独、後者の②は、前久のほか、前久に同調した人物を含んだ表現と文意から読み取れる。②の前久に同調した人物は、元親の取次ぎ役である明智光秀ではないかと推測さ

れる)。

①天正9年冬、安土において長宗我部元親の扱いを巡って、元親を悪様に罵る者(前久の立場からみて信長への讒言者)と元親を擁護する前久らの間で争論があり、信長は、讒言を受入れて元親と断交しようとしたが、前久らが「元親無疎意趣を申分」と取り成したところ、信長は納得し、ひとまず断交を取り下げた。これに対し、讒言者は前久の意見にも悪様に言い立てたが、信長は元親の疎意の有無を確認するため、明智光秀に使者の派遣を命じた。

②その後、元親は信長に大鷹二居を進上してきたので、前久は信長と元親の関係が良好となるよう取り持ったが、それに対しても讒言者である「佞人」が両者の関係が悪くなるよう言い立てたので、前久はさらに元親を擁護したこともあり、(本能寺の変が起こり、明智光秀が織田勢に山崎の合戦で敗れた後)挙句の果てには、人(讒言者と前久を妬む公家衆のことと思われる)の前久に対する「遍執」(偏執、すなわち「妬み」の意味)により、前久は(不利益を受ける可能性があったので)大事をみて逼塞した。

③前久は、信長から優遇されていたので、佞人共はそれを妬んで悪様に織田信孝(信長の三男)に讒訴したため、信孝から恨まれ(光秀との謀叛共謀の疑いと思われる)、どうしようもなくなり牢籠したが、信孝には丁寧に弁明したところ納得してもらった。しかし、清州会議後、羽柴秀吉が京都を支配するようになると、再び佞人が讒訴を企てたので、徳川家康を頼って遠州まで下国した。

④前久が、家康に事情を話すと、前久に対する佞人の讒言内容はもってのほかと納得してくれ、京都に使者を出すことになった。家康は五ヶ国を支配し威光があるので、彼の意見次第で、程なく京都に戻れるかもしれない。ただ、世の中の情勢が安定していないので、思案中である。

何故、近衛前久が積極的に元親を擁護したのか。それは、前久が天正4年(1576)末に九州からの帰途、土佐に立ち寄り翌年2月まで逗留した際、元親

から歓待されたこともあるが、元親の親信長姿勢やその人柄に好感を持ったからだと考えられる⁽⁶¹⁾。

(史料1 - 天正11年2月20日付け近衛前久書状<『石谷家文書』文書番号1>の抜粋)

去々年冬、

於安土種々悪様ニ

信長へ申成候者て、

既事切之

やうニ

成候を、われわれ達而信長へ元親無疎意趣を申分、当分御納得、其方へ被申越為躰にて候ニ、あしく申成候ものハ見事の者ニ成、われら毛頭無誤事を悪様ニ申成候事、誠ニ思外ゑん(縁)の下の舞とハかやうの事候歟、乍去、元親律儀人にて一切左様ニ不被存候由承候間、満足申候キ、其方までにて候ハす、万方へ其趣申触候つれとも、悉人かミしり(見知)候て、虚説申候ものハ跡はけ(実)ニ成候キ、至于今ハ不入事候、最前之筋目もそたち不申候へ共、信長より惟任日向守ニ被申付被差下使候事ハ、われら達而申入たる故与存候、～中略(1)～、其以後被差上使者大鷹二居候つるか、信長へ元親より被進之候時も、一段御間可然やうニ成申を、それも倭人の申成までにてあしく成り候キ、今ハこれも申て無詮事ニ候へ共、信長へそらの疎略にてハ無之候キ、悪様ニ申成候故にて候キ、われらハ其以来ハさし出、取成たてを申候て、結句人の遍執にて如此成行候キ、大事与存候て逼塞申候キ、～中略(2)～

就其以来去年不慮(本能寺の変)、於京都信長生害之刻、拙者事毛頭無疎意処、信長連々入魂崇敬被申、人かましくあつかはれ候義を、倭人共連々令遍執、悪様ニ申成、三七殿(織田信孝)存分故、不及了簡牢龍候、雖然無誤趣一々申分、三七郎も既被聞分、此上ハ信長之時ニ不相替可有馳

走之由候而、無異議刻、無程内輪之相論（清州会議）令出来、羽柴筑前守（秀吉）京都令進止候処、彼佞人企讒訴訴、～以下略～

史料1より、東四国から長宗我部元親を排除する信長にとっての必要性とは、天正9年の安土における元親の扱いを巡っての争論（上記要約の①部分）において、信長が讒言者の意見に同調して、「既事切之やうニ」と一時は断交寸前までに至るほどの事情が存在したからであろうことが推量される。

その事情については、史料2の「元親記」（前掲注20）の記載から具体的に浮かんでくる。

（史料2 - 「元親記」中）

其後元親儀を信長卿へ或人さゝへ申すと有聞及申処に、元親事西国に並なき弓取と申、今の分に切伐に於は、連々天下のあたにも可罷成、阿州讃州さへ手に入申候は、淡州などへ手遣可仕事程は御座有間敷と申上と云、信長卿実もとや思しけん、其後御朱印の面違却有て、豫州讃州上表申、阿波南郡半国本国に相添可被遣と被仰たり、元親四国御儀は其か手柄を以切取申事に候、更信長卿可為御恩儀に非ず、存の外なる仰驚入申とて、一円御請不被申、又重而明智殿より、斎藤内蔵助兄石谷兵部少輔（頼辰）を御使者に被下たり、是にも御返事被申切也、

ここでは、史料1の近衛前久の書状における讒言者（佞人）は「或人さゝへ申す」となり、その「或人」が元親のことを「悪様」に言った内容が書かれている。それは、「元親が、阿波と讃岐さえ制圧してしまえば、淡路島も制圧してしまい、信長の天下統一の妨げ（「天下のあた」）になる」というものである。信長もその通りだと思い、元親に対し伊予と讃岐を返上させ、領地は土佐の本国と阿波の南郡半国のみとすると命じたが、元親がそれを承諾しなかったので、重ねて明智光秀より石谷頼辰が使者として派遣されたと記さ

れている。

史料1・2を踏まえると、信長の最初の四国政策変更は、四国各地に侵攻している元親をそのまま放置すれば、「天下統一の妨げ」となるほど巨大化する懸念を信長が抱くようになり、国分条件を提示して、元親の支配地域を制限する必要性から生じたことがわかる。しかし、元親が、最初に提示した国分条件（伊予・讃岐を返上し、土佐と阿波南郡半国のみを領有を容認）に拒否反応を示したことから、信長は元親に叛意を感じたものとみられる。そこで、天正9年冬に安土に関係者を集めて元親の扱いを巡って打合せの場を設け、信長は讒言者の意見に同調し、元親と断交しようとしたが、近衛前久らの元親擁護の意見も受け入れ、断交はひとまず取り下げた。その代わりに、前記の通り東四国の支配を三好康長に命じ、同地域から元親を排除するとのスタンスを鮮明に打ち出し、そのうえで、元親に改めて国分条件を提示し、明智光秀に命じてその諾否を確認するために使者（石谷頼辰）を派遣させたとの流れとなったことがわかる。

讒言者（佞人、或人）が誰であるかは、4. (1) にて明らかにするが、この人物が信長と元親との関係悪化を積極的に働きかけ、信長の四国政策変更を方向付けたのである。

(5) 国分条件の推移

次に、天正9年冬の安土での争論後に、明智光秀を通じて、元親に提示された国分条件の内容について、『石谷家文書』である下記史料3（天正10年1月の光秀の重臣齋藤利三⁽⁶²⁾から元親の岳父空然<石谷光政>宛書状）、及び史料4（同年5月の元親から齋藤利三宛書状）から検証したい。

（史料3－天正10年1月11日付け齋藤利三書状<『石谷家文書』文書番号32>）

尚々、御朱印之

趣も元親御ため可然候、

向後までも、惟日（明智光秀）

如在を不可存之由も
 被申候間、行々静穩之
 筋目之たるへく候、以上
 新歴（曆）御吉兆、珍重不可有休期候、仍今度元親御請ニ御申ニ付而、則
被成御朱印候之間、重而頼辰・仁首座下国候、弥始末可然様ニ、万事御異
 見尤ニ存候、
 次御湯治之事、於御養性（生）者可然候、猶様子頼辰可被申上候、
 取乱候間、重而可申展候、恐惶謹言
 （天正十年）正月十一日 （斎藤）利三（花押）
 進上
 空然
 人々御中

史料3では、アンダーラインを付した「今度元親御請ニ御申ニ付而、則被成御朱印候之間～略～弥始末可然様ニ」と記されている部分が重要であり、先行研究における盛田昌広氏の指摘⁽⁶³⁾によると、「御請」は承諾という意味であることから、同書状の主旨は、史料1の近衛前久の書状内容（「われわれ達而信長へ元親無疎意趣を申分」）を踏まえれば、前久らが、元親には疎意などはなく国分条件を承諾する意思があると信長を説得したので、そうであればということで信長が国分条件を記した朱印状を出したのだから承諾してもらいたいということである。

それでは、上記朱印状に記された国分条件はどういう内容であったのか、そこに至る経過を見てみたい。

史料3には、「重而頼辰・仁首座下国候」とあり、盛田昌広氏が指摘している⁽⁶⁴⁾ように、「重ねて」斎藤利三の実兄である（石谷）頼辰のほか、仁首座なる人物を使者として派遣したとしている（これは、史料2の「元親記」の「又重而明智殿より、斎藤内蔵助兄石谷兵部少輔（頼辰）を御使者に被下たり」

と一部符合) ことから、天正 10 年 (1582) 1 月 11 日以前に既に頼辰・仁首座が使者として土佐に派遣され、国分条件の交渉を行っていたことになる。その時点で提示されていた当初の国分条件は、史料 2 の「元親記」に記されているように伊予と讃岐を返上させ、元親には本拠地の土佐と阿波南郡半国の領有を認めるというものであったと考えられる。

当初の国分条件が提示された時期は、その条件への元親の反応を巡って、天正 9 年冬 (10 月～12 月) に史料 1 の安土での争論が行われ、それを踏まえ、同年 11 月に信長は東四国から元親を排除する動きに出たので、当時摂津から土佐まで片道約 1 カ月要したとされている⁽⁶⁵⁾点も勘案すると、同年 9 月以前と推定される。

そして、天正 9 年冬の争論を経て、改めて元親に示された国分条件は、阿波南郡半国の領有は削られている筋合いにあることから、土佐一国のみの領有ということになり、これは後述の史料 4 から確認される⁽⁶⁶⁾

天正 10 年 1 月に派遣された明智光秀の使者石谷頼辰らは、史料 3 の書状とともに、土佐一国の国分条件が記された信長の朱印状を持って土佐に下向したのである。この朱印状は、元親に叛意がなく真に臣従する意思があるなら土佐一国の条件でも承諾すべきと迫り、拒否すれば断交するとの信長のスタンスを示したものと言えよう。

因みに、光秀と親しい吉田兼見の日記(「兼見卿記」)には、天正 9 年 9 月 18 日から同年 12 月末までの記録が残されていない。吉田兼見は、光秀と親密な関係にあったことを恐れて、天正 10 年の日記について同年 1 月から光秀が山崎の合戦で敗れる前日の 6 月 12 日までの記録を書き替えている(書き替え前の日記は、「別本」として現存)。この点を踏まえると、天正 9 年 9 月 18 日から同年 12 月末までの記録には、光秀や近衛前久から伝わった本能寺の変に繋がる重大な事実が記されていたので、全部廃棄されてしまったのではないかと疑いたくもなる。

(6) 四国政策の最終形

天正10年(1582)2月9日、信長は武田勝頼討伐のために十一ヶ条からなる命令を出し⁽⁶⁷⁾、その中で、三好康長には四国出兵を命じた(「三好山城守、四国へ可出陣之事」)。

この三好康長への出兵目的は、前年1月の四国出兵命令とは異なり、信長は既に前年11月に三好康長に東四国の支配を任せるとの方針を示している点、さらに、信長が光秀を通じて1月に提示した国分条件への元親の諾否の確認待ち状態であった点を踏まえると、反信長勢力の三好存保らの駆逐のほか、元親が国分条件に従って実際に東四国から撤退しているかどうかを見極めることであったと言えよう。

この間、元親は、史料3の書状を受け、史料1に記されているように大鷹二居を信長に進上し表向きは恭順の姿勢を示したものと思われる。

しかしながら、天正10年4月21日に信長が武田攻めから安土に帰陣した(「信長公記」)時、光秀も同時期に帰陣したとみられるが、その時点においても元親からの正式な返答はなく、さすがに光秀は焦ったのであろう。急遽再び石谷頼辰を使者として元親の許に派遣している。その返答が下記史料4の同年5月21日付けの元親から斎藤利三宛書状であり、同書状において、「東州奉属平均、被納 御馬・貴所以御帰陣日出候」と武田攻めに参加した斎藤利三の帰陣を祝していることから、帰陣後に使者が派遣されたと読み取れる。この使者派遣は、信長が武田攻めから帰陣した4月21日に三男信孝に対し阿波への出兵準備を命じていること⁽⁶⁸⁾から、盛本昌広氏の指摘のように、光秀が勝手に元親を説得する訳にはいかないので、信長の承認を得ているはずである。この時点では、まだ元親攻めまでは決まっていなかった⁽⁶⁹⁾ので、光秀にとって、取次ぎ役としての立場を果たすためにも、信孝の四国出兵までに国分条件を何としてでも承諾させる必要があり、承諾を拒否した場合には滅亡に追い込まれると警告を込めた元親に対する最後の説得交渉でもあったことが、史料4から明らかとなる。

(史料4 - 天正10年5月21日付け長宗我部元親書状<『石谷家文書』文書番号19 >))

尚々、頼辰へ不残申達候上者、不及内状候へ共、

心底之通粗如此候、不可過御斗候

追而令啓候、我等身上儀、始終御肝煎生々世々御思慮迄候、中々是非不及筆墨候

- 一 今度御請、菟角于今致延引候段更非他事候、進物無了簡付而遲怠、既早時節都合相延候条、此上者不及是非候歟、但来秋調法を以申上、可相叶儀も可有之哉と致其覚悟候
- 一 一宮を始、ゑひす山城、畑山城、うしきの城、仁宇南方不残明退申候、応 御朱印、如此次第を以、先御披露可有如何候哉、是にても御披露難成、頼辰も被仰候条、弥無残所存候、所詮時剋到来迄候歟、併多年抽粉骨、毛頭無造意処、不慮成下候はん事、不及了簡候
- 一 此上にも 上意無御別儀段堅固候者、御礼者可申上候、如何候共
海部・太西両城之儀者相抱候へて不叶候、是ハ阿讃競望之ためニハ一向ニあらず候、たゞ当国の門に此両城ハ抱候へて不叶候、哀々御成敗候へハとて無了簡候
- 一 東州奉属平均、被納 御馬・貴所以御帰陣目出候
- 一 何事も何事も頼辰可被仰談候、御分別肝要候、万慶期後音候、恐々謹言
(天正十年) 五月廿一日 元親 (花押)
利三御宿所

史料4において、元親は第二条で「一宮を始、ゑひす山城、畑山城、うしきの城、仁宇南方不残明退申候、応 御朱印、如此次第を以」と朱印状に沿って阿波から撤退していると述べており、書状の日付けの(天正10年)5月21日までには阿波からほぼ撤退を終えていた状況がわかる。使者の石谷頼辰が安土もしくは坂本(光秀の近江の拠点)を出発したのは、光秀が武田攻めか

ら帰陣後の早くとも4月21日以降であり、当時摂津から土佐まで片道約1カ月を要したことを踏まえると、石谷頼辰が元親の許に到着する前から、元親が朱印状の国分条件に沿った方向で行動していたのである。この点から、史料3の1月の朱印状に記された国分条件は土佐一国のみであったことが確認できる。

同書状の第二条において、元親は、「多年抽粉骨、毛頭無造意処、不慮成下候はん事、不及了簡候」と信長の四国政策の変更強い不満を述べる一方、「弥無残所存候、所詮時剋到来迄候歟」といよいよ戦いとなる時が来るのかとか、第三条の「哀々御成敗候へハとて無了簡候」と戦いとなって成敗されることには納得いかないと嘆いている点からみて、使者の石谷頼辰が無条件承諾しか存続の道はないと信長の厳しいスタンスを元親に伝えている様子が窺える。

上記元親の返書の日付けは(天正10年)5月21日であるが、この返答を待たずに、信長は、5月7日、三男信孝を総大将に、三好康長とともに、四国出兵を命じたのである。⁽⁷⁰⁾

その命令内容は、①讃岐は信孝(三好康長の養子となる)に与える、②阿波は三好康長に与える、③土佐と伊予の支配は、信長が淡路に出陣した時に、申し渡す、といったもので、誰に土佐支配を任せるかは白紙となっている。これは元親の立場からすれば、本拠地の土佐の領有を否認されたようなものであり、信長による事実上の長宗我部元親討伐令とも解せられる内容であった。これが信長の四国政策の最終形である。⁽⁷¹⁾

史料4の5月21日付けの元親の返書は、本能寺の変(6月2日)以前には光秀の許に届かなかった可能性が高い。しかし、急を要する事態であり、早駆けにより届いていたとしても、既に5月7日に四国攻めが決定され、これを受け三好康長は5月上旬に阿波に渡り⁽⁷²⁾、信孝らの本隊の軍勢は6月3日に予定されていた四国渡海に向け岸和田周辺に集結していた。このため、光秀が、信長に四国攻め中止を働きかけるのは事実上無理であった。むしろ、光秀は元親も概ね条件を承諾して恭順の意向を示していたにもかかわらず、その返

答を待たずに強引に四国攻めを決めた信長に対し、信頼を裏切られて、怒りの念を強めた可能性はある。

信長が何故元親の返答を待たずに四国出兵を急いだのかに関し、金子拓氏が最近の研究で、信長が武田攻めから帰陣して間もなくの5月4日に、朝廷より將軍就任への打診があったことが影響しているのではないかとの見方を示しており、この見方に立てば將軍就任要請を受け信長が全国統一を急ぎ始め、四国平定もその一環ということになる。また、金子拓氏は、これまで「信長は同盟相手に裏切られるという、受動的な立場であることが多かった」が、「長宗我部氏に対しては、一方的に同盟関係を背いている。そうした信長の、いままで見られなかったような背信行為を目の当たりにして織田・長宗我部同盟の関係者である光秀（および利三）は、それが許せなかったと考えることもできる⁽⁷⁴⁾」と説得的な見解を示している。

4. 光秀の謀叛の動機

(1) 四国政策を巡って信長が意見を重視した讒言者の正体

信長が、一方的な四国政策の変更に踏み切ったのは、上記史料1に記されているとおり、讒言者の意見を重視したことにある。

では、讒言者は誰か。藤田達生氏は、元親とトラブルのあった四国の公家大名の本家当主である一条内基あるいは西園寺実益ではないかと推測している⁽⁷⁵⁾が、大坂本願寺との和睦や九州における島津・大友両氏間の和睦に貢献し、信長が公家の中で特別に重用してきた近衛前久を差し置いて彼らの讒言に真剣に耳を傾けるとは考えられない。一方、軍記物の「南海通記」では、讒言者は三好康長としているが、三好康長は、大坂本願寺方から信長に降参し、信長が本願寺との和睦や将来阿波三好家の攻略に利用できるかもしれないと考え、降参を許して採用した家臣である。織田政権への貢献度からみて、信長が三好康長を近衛前久や明智光秀以上に信頼を寄せていた人物とは評価し難い。

それでは、信長が信頼を寄せていた近衛前久や明智光秀クラスの人物とは誰か。その人物の手掛かりを掴むために、改めて上記史料1を検証してみたい。

信長は、讒言者の意見を重視するも、近衛前久らの取り成しにより、断交を棚上げにして、元親が土佐一国の条件を承諾するかを見極めるため、光秀に元親の許へ使者を派遣させた。その結果、元親は取り敢えず大鷹を二居進上して恭順の姿勢を示したので、前久は「一段御間可然やうニ成申」と両者の関係がうまくいくように取りなした。しかしながら、「それも**佞人**^㊸の申成までにてあしく成り候キ」と佞人がそれに対しても言い立てて信長との関係が悪くなるようにしてしまったと記している。その結果、前久は「結句人の遍執にて如此成行候キ、大事与存候て逼塞申候キ」と逼塞することになった。この逼塞は、山崎の合戦で明智光秀が敗北した翌日に前久が出奔⁽⁷⁷⁾し、嗟峨に逼塞した（「天正十年夏記」6月17日の条）ことを指しているとみられ、元親を巡って佞人との争論で、前久は元親を擁護したことを根拠に、佞人が「遍執」（偏執）によって織田方に光秀の謀叛共謀者と讒訴するのを恐れたからだと考えられる。

続いて、同史料で前久は、「**佞人**^㊸共連々令遍執、悪様ニ申成、三七殿存分故、不及了簡牢籠候」と佞人共が遍執により前久のことを悪様に流布したため、三七（織田信孝）から光秀との共謀を疑われて⁽⁷⁸⁾どうしようもなくなり、「牢籠」を余儀なくされたと記している。

ここで、上記文中の㊸と㊹の佞人が同一人物かどうかであるが、㊸の佞人は長宗我部元親を悪様に讒言し、㊹の佞人は織田信孝に対して近衛前久を悪様に讒言しているので、別人のようにも見える。しかし、前者の㊸の佞人は、前久と元親を巡って言い争いをし、「大事与存候て逼塞申候キ」と前久に逼塞せざるを得ないようにした人物である。また、㊹の佞人も、前久が「不及了簡牢籠候」と記しているように、逼塞に追い詰めた人物であるので、㊸と㊹の佞人は同一人物と見て間違いないと考えられる。ただし、㊹の佞人は「共」と複数形となっているが、これは㊸の佞人に便乗して、以前から前久が信長

から厚遇されていたことを妬んでいた公家衆も加わっていたためとみられる。

その佞人に関しては、橋本政宣氏の先行研究に手掛かりがあった。同氏は、著書『近世公家社会の研究』⁽⁷⁹⁾において、本能寺の変後、近衛前久が佞人らの讒言により織田信孝や羽柴秀吉から明智光秀との関係で嫌疑をかけられた原因について、各種史料に基づき分析している。しかし、同著書が発行された当時(2002年)は、『石谷家文書』が未公表であったこともあり、明確な結論には至らず、『光秀の三日天下』の時期に、龍山(本能寺の変後前久が法躰となった際の号)が光秀と何らかの関係をもったのではないかと推測に止めている。ただ、同氏が原因分析のため紹介している諸史料の中に前久の回想録⁽⁸⁰⁾があり、その回想録で前久は「のふなか(信長)のこ(子)三七(織田信孝)へ、ゆうかん(友閑)さゝ(支)へ申、われわれにめいわく(迷惑)させ候はんとして、せはめ(狭め)られ候」と、前久は織田信孝に讒言した人物、すなわち史料1に出てくる「佞人」は松井友閑(信長の「堺代官」)であったと明言しているのである。ということは、天正9年冬安土で信長に元親を悪様に讒言した者の正体は、松井友閑ということになる。前久が史料1の書状で松井友閑を「佞人」と表現したのは、竹本千鶴氏の著書『松井友閑』⁽⁸¹⁾によると、松井友閑は信長亡き後も、天正14年(1586)6月に羽柴秀吉によって罷免されるまで堺代官を務めていたとされることから、それまでの間一定の影響力を有していたと考えられ、前久が実名で表現することに躊躇ったからであろう。

さらに、松井友閑が讒言者であったことを裏付けるものとして、「天正十年夏記」によると、天正10年6月13日に山崎の合戦で光秀が織田信孝や羽柴秀吉などの織田勢に敗れた後、同月16日に松井友閑が堺から上洛するが、その際、勤修寺晴豊と庭田大納言(重保)が「近衛殿御事、せひとも存分可申候」と近衛前久が出奔した状況などについて説明し、対応の相談を求めようとしたが、友閑は佞人と称されるとおり、取り合わなかった事実がある。むしろ、友閑は、上記前久の回想録にあるように、前久を光秀の共謀者と織田信孝に

訴えたともみられ、「兼見卿記」によると、同月20日になって、「近衛相国（前久）、自三七殿（織田信孝）可有御成敗之旨依洛中相触」と信孝が近衛前久を成敗する旨洛中に通知している。後に、信孝からの嫌疑は晴れるが、今度は、「内輪之相論」（清州会議）の後、羽柴秀吉が京都を支配するようになると、再び佞人である松井友閑が前久を讒訴した（史料1の最後の部分）ことから、難を免れるために前久は三河の徳川家康のところまで逃亡することになった。

竹本千鶴氏の前記著書によると、松井友閑は元々清州の町人で信長の舞の師匠であったとされるが、側近として信長からの厚い信頼を得るようになり、堺代官に従事しながら、「信長の御意伝達役」を担うほど重用されていたとされる。

津田宗及の『天王寺屋会記』⁽⁸²⁾の天正10年（1582）午正月朔日の条によると、安土城に年賀の挨拶に訪れた諸衆の中で、本丸御殿内の「御幸之間」の拝観について、「惟任日向守殿・宮内法印（松井友閑）一番也」と松井友閑は明智光秀（惟任日向守）と同等に信長から特別扱いされていた様子が窺える。

松井友閑は、信長の四国政策変更時に起用した阿波三好家出身の三好康長とは縁が深いとみられる。大坂本願寺方として信長に敵対していた三好康長が天正3年（1575）4月に信長に降伏した際、松井友閑を通じて申し入れた（「信長公記」）ほか、同年9月から12月にかけて行われた大坂本願寺との第二次和睦交渉では、松井友閑と三好康長が担当となっている。また、友閑が代官を務める堺は、三好氏にとって最も重要な都市とされ、しかも三好一族の宗廟の地でもあり、奉行を置いて畿内の拠点とされた場所であった⁽⁸³⁾。このように三好色が強く残る堺において、友閑が堺代官業務を円滑に遂行するには、堺衆との関係強化に三好康長の協力が必要だったのではないかと推測される。さらに友閑は、天正8年（1580）11月頃讃岐の安富氏の許に渡ったとみられる⁽⁸⁴⁾。康長から四国の情勢や元親の動向について聴取し、また康長からもととの本拠地であった阿波への回帰の思いも聞かされ、それらを基に信長に讒言した可能性が高い。

信長は、上記のとおり松井友閑の意見を重視して、四国政策について明智光秀・長宗我部元親ラインから松井友閑・三好康長ラインに舵を切ったのである。

明智光秀は、これまで元親を四国における親信長派の主軸大名として関係強化に努めてきたにもかかわらず、吏僚能力だけで信長に重宝されていた松井友閑の巧みな讒言により外交面で敗北してしまった。この敗北は、光秀にとって、武功により近畿方面軍の司令官的立場まで上り詰め⁽⁸⁵⁾、その過程で築いてきた織田政権内での政治的基盤・派閥を弱体化しかねない痛手であったと考えられる。

(2) 元親との最後の交渉を無視された光秀

前記のとおり、天正10年(1582)2月9日、信長は三好康長に東四国から長宗我部元親の撤退の見極めを目的とした四国出陣を命じた。

この間、織田信孝は武田攻めには参加していなかったため、「信長公記」の同年4月21日の記事(前掲注68)から類推すると、既に2月9日の時点で信孝を総大将とする四国出兵が決まっており、信長は北伊勢の二郡の領地しか持たない信孝を格上げし、四国における織田政権の拠点を築かせようとしていたとみられる。そうした事情は、元親の取次ぎ役である光秀にも知らされていたのであろう。

信孝を総大将とすることにより軍事的圧力を強めながら、一方的に長宗我部元親の支配地域を土佐一国に追い込んでいく信長の姿勢に、光秀は元親への説得交渉に信頼が置かれていないのかと受け止め、気力が萎えた可能性は大いに考えられる。そうした光秀の気配が明智家中に伝わったのか、「晴豊⁽⁸⁶⁾記」の同年3月4日の条によると、武田攻めに向かう時の明智勢の兵卒は、「いかにもしほしほしたるていにて、せうし(笑止)なるよし京ハラへ(京童)之言也」と覇気がなかったようである。

前記のとおり、元親は同年4月下旬に至っても返答しなかったため、光秀は、織田信孝の四国出兵までに国分条件を承諾させようと最後の説得を試みた。

この時、光秀は、史料4でみたように使者の石谷頼辰には信長の厳しいスタンスと条件を拒否した場合は滅亡の危機に瀕するとの警告を言い含めて派遣している以上、それでも元親が承諾を拒否した場合には、反信長の旗幟を鮮明にしたことになるので、信長から元親が敵対視されても、また光秀自身取次ぎ役の立場を失ったとしても致し方ないと考えていたはずで、光秀が命運を賭けた説得交渉であったとも言える。

しかし、そうした説得の結果である元親の返答（条件を概ね承諾し、恭順の意向を示していた）の確認を待たずに、一方的に元親を敵対視した四国出陣命令が下されることになり、光秀は説得交渉を無視された格好となった。

(3) 光秀謀叛の動機の形成

以上みてきてように、光秀謀叛の動機は、天正9年11月と天正10年5月の信長の二度にわたる一方的な四国政策変更により形成されたとみることができる。

これまでの信長の四国政策変更等の経緯を次の図表に整理してみた。

(信長の四国政策変更等の経緯 – ゴシック文字の部分¹が四国政策の変更)

| 時期 (天正年間) | 信長の四国政策を巡る動き |
|-----------|--|
| 3年頃 | 阿波三好家攻略の主役として長宗我部元親を活用。 |
| 6年10月 | 信長は元親の嫡男弥三郎を「信親」と名乗らせ、阿波制圧容認の朱印状を出す。 |
| 7年夏 | 元親の侵攻により、伊予宇和郡の西園寺公廣が信長に支援を要請 (信長は元親を警戒視)。 |
| 8年8月以降 | 大坂本願寺との戦いの完全終結に伴い、信長は四国政策の見直しに入る。 |
| 同年11月 | 大阪本願寺の牢人衆が阿波の勝瑞城を占拠する事態が起こり、元親は思わぬ苦戦を余儀なくされ、羽柴秀吉に事実確認の書状を送る。 |

| | |
|-----------------|---|
| 同年 12 月 | 元親は、信長に大坂本願寺との戦い終結を祝して伊予鷹を進上。信長は、謝意とともに阿波三好家との戦いに関しては明智光秀から伝達させる旨返答。 |
| 9 年 1 月 | 翌月 2 月開催の馬揃え参加メンバー発表の際、三好康長と傘下の河内衆は、四国出兵（苦戦する元親支援が目的）のため、メンバーから除外される（しかし、反信長の三好存保が勝瑞城に戻ったため出兵は見送られた）。 |
| 同年 9 月頃か | 信長は、明智光秀を通じ、元親に対し、土佐と阿波南半国の国分条件を提示するが、元親は拒否反応を示す。 |
| 同年冬 | 安土で、元親の扱いを巡って、讒言者（松井友閑）と近衛前久らの間で争論。 |
| 同年 11 月 23 日 | 信長は、松井友閑を通じ、讃岐の国人安富氏に東四国の支配を三好康長に任せる方針（元親を東四国から排除）を通知。 |
| 10 年 1 月 11 日 | 上記天正 9 年冬の安土での争論を踏まえ、信長は、明智光秀を通じ、元親に土佐一国の国分条件を提示した使者を派遣（元親の諾否を確認）。 |
| 同年 10 年 2 月 9 日 | 信長は三好康長に四国出陣を命令（まだ元親は敵扱いはされていない）。 |
| 同年 4 月 21 日以降 | 光秀が武田攻めから帰陣後も元親から返答がなかったため、光秀は最後の説得のため、再度使者を派遣。 |
| 同年 5 月 7 日 | 光秀の最後の説得の最中に、信長は三男信孝に元親征伐を含む四国出兵を命令。 |

最初は、天正 9 年冬の争論で松井友閑が信長に働きかけ、一方的に東四国から元親が排除されることになり、光秀は外交面で友閑に政治的敗北を喫する。この時点から光秀の謀叛の動機が醸成されるようになったとみられる。次に、光秀は敗北の影響を最小限に食い止めるべく、元親に土佐一国の国分条件を承諾させる説得の使者を派遣するが、元親の返答の確認を待たずに、一方的に元親を敵対視した四国出陣命令が織田信孝に下されことになり、光秀の説得交渉が無視された格好となった。これは、光秀の取次ぎ役としての

立場を否定したに等しいだけでなく、元親の恭順の意向の存否に関係なく元親を滅亡に追いやる措置でもあり、先に金子拓氏が指摘したように、信長の「いままで見られなかったような背信行為」と解せられる。これら一連の措置は、光秀を格下げしていく流れと捉えることもでき、また四国の利権を巡って信長が意図的に、光秀・元親ラインを切断し、織田政権内での光秀の政治的基盤・派閥の弱体化、あるいは政権内から光秀の排除しようとしていると受け止めることも可能である。そこに、光秀は一族存続に危機を察知し、謀叛の動機を形成していったと考えられる。

光秀の危機感の背景には、信長の家臣統制策にもあった。すなわち、家臣間の功績競争に勝ち残れなければ、もしくは信長の方針に合わなければ、佐久間信盛のように譜代の重臣であっても突然に追放されてしまうのである。⁽⁸⁷⁾

一次史料の裏付けはないものの、光秀は過去の功績から追放までではないとしても、領地替えに絡めて事実上の不利益を被る可能性があったのではないかとの見解を示す研究者は少なくない。⁽⁸⁸⁾ というのも、信長はこれまでも支配地域拡大後に家臣の領地替えをしており、天正10年(1582)3月の武田攻めの後も家臣の領地替えを行っているように、中国・四国攻めが終了した後もその可能性があったと想定されるからである。現に、毛利氏制圧を前提に、信長は、天正8年(1580)9月に摂津茨木城主中川清秀に対し軍功を挙げれば、中国地方の二か国を与えると約束していたほか、⁽⁹⁰⁾ 信長の近習堀秀政には、天正9年(1581)9月に羽柴秀吉の領地である近江長浜を与える内定を出していたなど、⁽⁹¹⁾ 家臣の領地替えの準備を進めていたのである。

このように光秀の謀叛の動機が形成された頃、それを増幅させるような事態が二件生じた。

ひとつ目は、光秀が稲葉家の家臣那波与三(直治)を引き抜いたことに対し、「信長が怒って掟違反に当たるとして稲葉家に戻させた」という事態が起きていた。それは、本能寺の変の少し前の天正10年(1582)5月27日付けの信長の近習堀秀政から稲葉彦六(貞通)⁽⁹²⁾宛の書状により明らかである。これに

関して、『稲葉家譜⁽⁹³⁾』では、信長が光秀に対し法に背いたと譴責して、光秀の頭を二・三回殴打したところ、光秀の附髪が打ち落とされたと記録されている。殴打が実際にあったかどうか別にしても、信長が光秀の家臣団を強化しようとする動きを制したことは事実である。なお、『フロイス日本史』にも類似の足蹴事件の記述があるが、『稲葉家譜』の殴打事件と同一か別物かは不明である。

ふたつ目は、奈良興福寺の僧多門院英俊の『多門院日記』第3巻の中に、天正10年(1582)5月17日に安土から大和に戻った筒井順慶が、西国への出陣(毛利攻めへの参陣)の用意をしていたが、同月27日になると今度は東国への出陣に変更されたとの記事がある⁽⁹⁵⁾。この変更について、谷口研語氏は筒井順慶が急遽東国に国替えとなったと考えるのが妥当とし、光秀が謀叛を決断したのは、長年つちかかってきた与力大名の筒井順慶との縁(軍事的行動に関する従属関係⁽⁹⁶⁾と縁戚関係)が絶ち切られたこと⁽⁹⁷⁾にあったのではないかと推測している。

確かに、筒井順慶の出陣先が急遽東国へと変更されたのは不可解である。その真相究明は今後の課題ではあるが、谷口研語氏の推測どおりとすれば、一連の四国政策変更⁽⁹⁸⁾に輪をかける形で光秀の派閥等の弱体化に繋がる動きであり、謀叛の動機としてなり得る。

なお、『綿考輯録⁽⁹⁸⁾』(「細川家記」とも言う)によると、変後まもなく光秀の使者として沼田権之助光友が与同を求めて細川藤孝・忠興の許に派遣された際、「信長我々度々面目を失わせ、我儘之振廻のミ有之二付、父子共ニ討亡ばし積鬱を散し候」と語っている。『綿考輯録』は、一次史料ではないが、「度々面目を失わせ」が信長の一連の四国政策の変更や信長の暴力事件などを指しているとするれば、史実と合致しており、謀叛の動機の真意を吐露していることになる。

5. 謀叛実行の過程

(1) 謀叛の実行チャンス到来と決断

光秀に強い謀叛の動機があったとしても、謀叛が確実に成功するチャンスがなければ実行に踏み切れない。皮肉なことにそのチャンスは信長が作り出すことになった。

天正10年5月7日の信孝への四国出陣命令後、明智光秀は、同月15日武田攻め後の領地拝領の御礼のため安土を訪れた徳川家康と武田の旧臣穴山梅雪の接待役に任命された⁽⁹⁹⁾。この家康達を接待中の同月17日に、羽柴秀吉から信長に中国の毛利攻めの援軍要請があり、光秀はその先鋒を命じられ、その準備のため坂本城に帰城した⁽¹⁰⁰⁾（これは、6月2日の本能寺の変の約2週間前）。

「信長公記」によると、この時信長は自ら出陣し、中国地方だけでなく、九州まで一気に平定してしまうとの意向を示し、光秀のほか、長岡与一郎（細川忠興）、池田勝三郎、塩川吉大夫、高山右近、中川瀬兵衛（清秀）ら畿内の部将にも先陣として出動するよう命じた。「信長公記」には、毛利攻め参陣命令の中に筒井順慶の名はないが、『綿考輯録』には筒井順慶の名も記されている。

このように織田家中が毛利攻めの臨戦態勢に入ったにもかかわらず、徳川家康らの接待は予定どおり敢行されることになり、これが、光秀の謀叛決断の決め手となったのである。

光秀は信長から徳川家康らの接待役を任せられた際、安土での接待の段取りもあるので、接待の日程を含め全容を聞かされていたと考えられる。それは、徳川家康らのその後の足取りなどからみて、安土での接待後、5月21日から27日は京都見物、同月28日から堺見物（接待役は堺代官の松井友閑）、そしてその後家康らは再び上京し、本能寺にて信長から名物茶道具⁽¹⁰²⁾の披露茶会の接待を受ける予定であった。この名物茶道具披露茶会には、徳川家康、穴山梅雪らのほかに、堺の代官松井友閑、堺商人で茶人の津田宗及、博多の豪商⁽¹⁰³⁾

島井宗室と神屋宗湛⁽¹⁰⁴⁾、さらに、信長の娘婿で前田利家の嫡男利長（越前府中城主）が夫人（信長の四女とされる永姫）とともに参加⁽¹⁰⁵⁾することになっていた。徳川家康や前田利長らが6月2日早朝に上洛途上であったことを踏まえると、信長は6月2日（午後から）または3日のいずれかに名物茶道具披露茶会を開くつもりだったものとみられる⁽¹⁰⁶⁾。

この接待の全容を知っていた光秀は、謀叛実行の絶好のチャンス到来とみて、信長が上洛した時を謀叛実行日と定めたのであろう。

家康らは安土で接待を受けた後、5月21日から京都見物ため上京し、同見物には信長の嫡男信忠が同道しており、同月28日からの堺見物にも同道する予定であった。しかし、信忠は同月27日に信長の小姓森蘭丸より信長が近日中に上洛するとの連絡を受け、その後予定されていた家康らの堺見物の同道を中止し、京都に待機（信長の上洛日は同月29日）する旨返答している⁽¹⁰⁷⁾。

確定した上洛の日程は、公家衆にも伝えられているので、光秀ら毛利攻めに参陣する各部将にも通知されたはずであるが、京都に屋敷を構えていた光秀は、同屋敷を通じても信長の上洛の日程、信長や信忠の動静、供回りの人数など護衛に関する情報を集めていたと考えられる⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 謀叛を確実に成功可能とする条件とそれをクリアできる見通し

天下人信長への謀叛は、光秀の一族郎党の命運を賭けた一大事であることから、信長父子を確実に殺害する必要がある、謀叛実行日において、それを可能とする条件が整っていなければならない。少なくとも次の条件が整い、クリアできる見通しにあったかを確認しておきたい。

- ① 信長親子の護衛が手薄であり、確実に殺害ができること。
- ② 殺害完了までの時間内に駆け付けられる信長方の強力な軍勢がないこと。
- ③ 信長は光秀が謀反を起こすとは全く予想していないこと。
- ④ 謀叛の計画が事前に漏洩しないこと。
- ⑤ 謀叛の正当性を確保するために、朝廷に危害が及ばないこと。

まず①の条件（信長親子の護衛が手薄であり、確実に殺害ができること）についてみると、信長はわずかに数十名の小姓とともに上洛⁽¹¹⁰⁾し、京屋敷としていた本能寺⁽¹¹¹⁾に入った。一方、先に京入りしていた嫡男信忠は、本能寺から約600メートル離れた妙覚寺⁽¹¹²⁾に滞在し、その手勢は5百名程度だったとみられる。その外、前記の通り信長は6月4日に京を出発して毛利攻めに向かう予定にしていたので、信長や信忠の馬回り衆も、順次京に入り民家に宿泊⁽¹¹⁵⁾していたが、変当日の6月2日は1千名程度⁽¹¹⁶⁾とされる。このため、多く見積もっても織田方は全体でも2千名弱に過ぎなかったと推定され、しかも分散していたので、1万～2万人とされる明智軍が奇襲をかければ上記①の条件はクリアできていた。

②の条件（殺害完了までの時間内に駆け付けられる信長方の強力な軍勢がないこと）についてみると、信長の司令官クラスの部将は、羽柴秀吉が毛利氏と、柴田勝家が上杉氏と各々交戦中であり、滝川一益は武田家滅亡後の関東の支配安定化に腐心しているなど、信長の許に駆け付けるにはかなりの時間がかかる地域と状況にいたほか、大身の徳川家康は、わずかな供回りの家臣とともに堺見物中であった。また、畿内とその周辺には、毛利攻めに参陣する中川清秀、高山右近、細川忠興、筒井順慶らの大名格の部将⁽¹¹⁷⁾がいたが、信長が尾張出身者を中心とした譜代の家臣⁽¹¹⁸⁾を重用する中で、彼らは外様であり、信長の殺害が実現した場合には、光秀に靡く可能性も想定された。とくに、光秀の与力大名として軍事的行動に関して従属関係にあった細川父子（藤孝と忠興）と筒井順慶は、与同が期待された。さらに、四国攻めの渡海のため岸和田周辺に織田信孝ほか、丹羽長秀らの軍勢が待機していたが、その兵の多くは各地からにわかに掻き集められた者達⁽¹¹⁸⁾で、忠誠心は高くないと考えられた。現に本能寺の変の報が伝わると、織田信孝らの兵のかなりが逃亡したようである⁽¹¹⁹⁾。このため、②の条件もクリアできる見通しにあった。

③の条件（信長は光秀が謀反を起こすとは全く予想していないこと）であるが、信長は同盟者や家臣に対し一度信頼を置くと信じ過ぎる傾向があり、

裏切られても最初は何故か理解できないような性格であったようで、この点は、金子拓氏が詳しく研究している⁽¹²⁰⁾。とりわけ、明智光秀は、天正8年(1580)8月の佐久間信盛親子が追放された際の信長の折檻状において、真っ先にその働きぶりを評価されているのである⁽¹²¹⁾。しかも、天正10年(1582)の正月には、前記のとおり信長は安土城本丸の「御幸之間」の拝観に当たっては、光秀を松井友閑とともに最優先して特別扱いしている。したがって、信長と光秀の間で、四国政策を巡って意見対立があり、光秀と長宗我部元親との交渉を無視するような方法を取ったとしても、信長は厚遇している光秀がまさか謀叛を起こすなどとは想像もしていなかったと思われ⁽¹²²⁾、現に、信孝に四国出兵命令後も、光秀に織田家の一大イベントである徳川家康接待の責任者という大役を任命している。

加えて、当時信長は、天正10年3月に武田家を滅亡させ、同年5月初めには朝廷から將軍推任を受けてやや有頂天になっていた節がある。変の前日の6月1日本能寺に集まった公家衆に対して、毛利攻めについて「手たてさうさあるましき事」(「天正十年夏記」)と豪語し、まさに「日比ノ用心モ此御油断」(「蓮成院記録」)⁽¹²⁴⁾の状態であった。このため、③の条件もクリアできる見通しにあった。

④の条件(謀叛の計画が事前に漏洩しないこと)であるが、「信長公記」や「当代記」など複数の史料によると光秀は重臣の明智左馬介(弥兵次)、明智次右衛門、藤田伝五、斎藤内蔵助(利三)、溝尾勝兵衛だけに謀叛を相談したと記録されており、また、光秀が謀叛の決意を打ち明けた日付けは、「信長公記」、「当代記」、「川角太閤記」などでは変の前日の6月1日としている。このように光秀が重臣にさえ謀叛の計画を実行直前まで機密にしていた様子からみて漏れようがなく、④の条件はクリアできる。因みに、事前に漏洩していた史実も確認できない。

最後に⑤の条件(謀叛の正当性を確保するために、朝廷に危害が及ばないこと)であるが、京都の市街で謀叛を実行すれば、朝廷に危害が及ぶリスク

がある。とくに、信忠が宿泊していた妙覚寺の東隣に誠仁親王の住居である二条御所⁽¹²⁵⁾があった。信忠を襲撃する際、不測の事態により誠仁親王を巻き込む可能性があり、この条件のクリアが最大の難題であったとみられる。

というのも、この条件には、④襲撃目的と目標について、光秀は、機密管理上、数人の重臣を除けば家中の者達に知らせていなかったため、備中への進軍予定を急遽京の方向に転換した場合、兵士達が何故かと不審の念を抱いてしまう点、⑤襲撃目標である信長と信忠の居場所が本能寺と妙覚寺の二ヶ所に分かれている点、といった大きな制約があり、光秀が兵士達を的確にコントロールすることが謀叛成功のポイントであった。

仮に軍勢を本能寺組と妙覚寺組に二手に分けて襲撃させた場合、妙覚寺組が誤って妙覚寺の隣にある二条御所にも攻め入る可能性や、信忠とその手勢が二条御所に逃げ込んで不測の事態が生じ、誠仁親王一家に思わぬ災禍をもたらす可能性が大きい。このため、兵士達の混乱を最小限に抑えながら、誠仁親王一家に危害を及ぼすことなく、信長と信忠を確実に討ち果たすためには、当面の襲撃目標を本能寺の信長に絞り、先行して討ち取る戦法が比較的风险が小さく有効であった。史実として、その戦法が採られたので、光秀がこう考えたものとみられる。本戦法については、別の機会に詳しく論考するつもりであるので、本稿では、この戦法は光秀にとって大きな賭けであったが、二条御所への襲撃開始前に、誠仁親王らは脱出でき、結果的に成功したとの記述に留めておきたい。

上記条件うち①～④はクリアできる見通しにあった。また、⑤の条件にはリスクがあったが、信長を先行して短時間で討ち取れば成功の可能性が高まる見通しにあった。

そうした中で、謀叛実行をどの日とするか、その候補日は、信長が上洛した5月29日(当時5月は小の月に当るため、その翌日が6月1日)から毛利攻めに向けて出立が予定されていた6月4日までの5日間であった。このうち、光秀は6月2日早朝を選択して、謀叛に及び成功した。この日は四国攻めに

向かう織田信孝の本隊が渡海予定の前日に当たり、その阻止も狙った可能性が高い。

(3) 謀叛後の状況

では、光秀は、一族郎党の存亡を賭けた謀叛を起こす以上、謀叛後にどのような展望を描いていたのであろうか。光秀は、謀叛後に世を動かす大義を示すことができなかつた。また光秀を支援する有力な連携者も現れなかつたことからみて、誰かと事前に連携した様子も窺われないので、光秀には信長に代わって天下を狙う野望などなかつたとみられる。光秀は、信長さえ倒せば、目先の明智一門の存亡の危機は回避され、前記のとおり細川・筒井氏を中心に与同してくれる諸将がそれなりに現れ、これらを結集して畿内で一大勢力を形成できれば、存続可能な打開策が拓けるとの目算を持っていたのではないかとみられる（現に、細川・筒井氏には執拗に与同を求める使者を送っている）。

すなわち、西では毛利氏が、四国では長宗我部氏が、北陸では上杉氏が、織田勢に対し反撃に出て、東でも北条氏がまだ安定していない旧武田領に侵攻し、各地の織田勢は釘付けとなると想定された。これらを前提とし、光秀は天正10年6月9日付けの細川藤孝・忠興父子宛覚書⁽¹²⁸⁾に記しているように「五十日・百日之内ニハ、近国之儀可相堅候」と50日から100日以内に畿内を平定するシナリオを描いていたようである。

しかし、与同する者は殆ど現れず、光秀は急速に孤立化していった。また、信長軍と敵対していた毛利氏や上杉氏なども動かなかつた。さらに羽柴秀吉の迅速な行動を読めなかつたこともあり、山崎の戦いで秀吉を中心とする織田勢にあっけなく敗れてしまった。光秀の目算がはずれたのは、信長の家臣達が、謀叛は光秀の個人的事情（四国外交での敗北による失脚懸念と元親攻めの阻止）による逆心と捉え、また光秀を信長に代わり得る主君とは評価していなかつたということではなかろうか。それは、本能寺の変後の当日午後、光秀が軍勢を引き連れ安土に向かう途中、近江の小身の部将ではある瀬田城

主山岡景隆・影佐兄弟と与同を求めたが、山岡兄弟からは「信長公御厚恩不浅」として、拒否されたばかりか、瀬田の橋を焼き落とされて進路を阻まれてしまい、安土城の占拠が遅れるという事態が発生した⁽¹²⁹⁾ことに象徴されよう。

おわりに

本稿では、本能寺の変の主因として有力視されている四国説について、先行研究の成果と『石谷家文書』によって判明した史実とを結合させて、その裏付けの強化を図ってきた。その結果、信長の四国政策の変更過程で元親の取次ぎ役である明智光秀が、外交面で松井友閑に敗北し、さらに最後の説得交渉も信長から無視され、立場を否定されるといった織田政権内での格下げに繋がる状況に追い込まれて、謀叛実行に向かっていく流れがより明確になったのではないかと思う。

また、本稿において、『石谷家文書』の近衛前久の書状の検証を通じて、信長の四国政策変更を方向付けた人物について、先行研究で紹介されていた近衛前久の回想録と結びつけることにより松井友閑であることを明らかにした。併せて、光秀が山崎の合戦で敗北した後、近衛前久が織田信孝や羽柴秀吉から光秀との共謀を疑われた理由は、通説と異なり、天正9年冬の安土での争論において元親を擁護したことを根拠に、松井友閑が光秀との共謀を流布したからであったことが判明し、この点からも変の主因は、信長の長宗我部元親攻めにあると織田家中が認識（四国説を認識）していたことがわかった。

今後の主な検討課題として、以下の事項を挙げておきたい。

- ①信長と光秀の間に光秀の処遇に関して認識のギャップの存在があったのではないかとの仮説の検証（信長には、光秀の弱体化・排除を意図はなく、光秀への信頼感は変わらなかったのではないかとの仮説。同様の認識ギャップは松永久秀と荒木村重の謀叛の時もみられた）。
- ②長宗我部元親問題以外での松井友閑と明智光秀、近衛前久の関係の検証。
- ③信長が四国征伐令を出した時点における反信長勢力の阿波三好家当主三好

存保の立場の検証。

最後に、本稿作成に際して、東京大学史料編纂所には史料閲覧で大変お世話になった。記して謝意を表したい。

以 上

注

- (1) 光秀の軍勢は、「川角太閤記」（『史籍集覽』19改訂、近藤瓶城編、近藤出版部、1901年、以下、「川角太閤記」と略す）によると1万3千人、また「惟任退治記」（『史籍集覽』第22冊・第26冊新訂増補、近藤瓶城原編、角田文衛・五来重編、臨川書店、1967年、以下、「惟任退治記」と略す）によると2万余騎とされている。
- (2) 谷口克広『検証 本能寺の変』（吉川弘文館、2007年、以下、谷口『検証 本能寺』と略す）114～229頁参照。鈴木真哉・藤本正行『信長は謀略で殺されたのか』（洋泉社、2010年）の第二部「さまざまな『謀略説』を検証する」121～207頁参照。桐野作人『真説 本能寺の変』（学研M文庫、学習研究社、2001年、以下、桐野『本能寺』と略す）246～251頁参照。
- (3) 浅利尚民・内池英樹編『石谷家文書 将軍側近のみた戦国乱世』（吉川弘文館、2015年、以下『石谷家文書』と略す）。
- (4) 谷口『検証 本能寺』86～88頁。
- (5) 谷口『検証 本能寺』89～91頁。
- (6) 徳富猪一郎『近世日本国民史織田氏時代後編』（民友社、1919年）。
- (7) 桑原三郎「本能寺變の一起因 一信長と光秀の勢力軋轢について」（『歴史地理』第73巻第3号（470号）日本歴史学会、吉川弘文館、1939年）。
- (8) 高柳光寿（『明智光秀』人物叢書、吉川弘文館、2005年第8版<初版は1958年>）では、「光秀も天下が欲しかった」と野望説に立つが、謀叛のきっかけは、信長の長宗我部元親への分国方針の変更で元親が背いたため、四国征伐が決定され、その際の大將は信長の三男信孝でも仕方がないとしても、明智光秀にしてみれば副將は元親との交渉介在役をしていた自分であろうと思いついていたところ、丹羽長秀が抜擢され、先行きライバルの羽柴秀吉に先を越されるとの不安を抱いたことを挙げている（196～200頁）。
一方、桑田忠親（『明智光秀』新人物往来社、1973年）では、怨恨説に立ち、その怨恨を光秀が武將としての面目を信長にふみにじられた恥辱に求め、その実例として四国の長宗我部元親対策をめぐる信長の先約不履行であるとし、元親との中間に立っていた光秀が、面目を失墜する結果となり、その鬱憤を晴らすため謀叛を起こしたとしている（173～174頁）。

- (9) 一次史料の研究の積み重ねにより四国説を有力とした代表文献としては、藤田達生『証言 本能寺の変』（八木書店、2010年、以下、藤田『証言 本能寺の変』と略す）のほか、前掲注2の谷口『検証 本能寺』、桐野『本能寺』が挙げられる。
- (10) 中平景介氏の論文「天正前期の阿波をめぐる政治情勢－三好存保の動向を中心に－」（『戦国史研究』第66号、戦国史研究会、2013年）では、信長の四国政策の目的は、反信長勢力である毛利氏と提携していた三好存保の排除としている。これに対し、本稿では、信長が三好存保の実兄三好長治の時代より阿波三好家の攻略に取り組んでいたことから、スパンを長く見て阿波三好家の攻略を巡って採った政策を四国政策とした。
- (11) 藤田『証言 本能寺の変』第一章で、織田政権内に明智光秀と羽柴秀吉の派閥抗争があり、「派閥抗争の基底には、四国領有をめぐる長宗我部氏と三好氏との対立があり、その激化が最有力重臣の座をめぐる光秀と秀吉との抗争をさらに深刻化していった。これが、本能寺の変の直接的な前提として作用していくのである」（33頁）としている。
- (12) 桐野『本能寺』第五章において、信長が一門衆のためにとった諸策が織田政権内の分国再編を急激に促したとし、その一環が三男信孝に与えた長宗我部氏の存立を否定する新たな四国の国分方針であり、四国をめぐる主導権争いで明智光秀は「信長・信孝の拡張路線に対抗する展望を見出せず、したがって自分の織田権力内での地位の低下は避けられぬ情勢から、自身の苦境からの救済と諸矛盾の一挙的な解決の方法として謀叛に飛躍した」（352頁）としている。
- (13) 谷口『検証 本能寺』によると、光秀の年齢を「当代記」（『当代記・駿府記：史籍雑纂』続群書類従完成会、1995年、以下、「当代記」と略す）に記されている67歳と捉え、当時としては高齢であったことから、今後の活躍が期待できず、追放されるかもしれないまでも、隠居させられたら、嫡男十五郎が12歳という若さのため跡を継がせてもらえないのではないかと悲観もあり、いちかばちかの謀叛という賭けに出たとしている（236～250頁、258頁）。
- (14) 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』上巻・下巻・補遺索引（吉川弘文館、1988年、以下、『信長文書』と略す）1052号。
- (15) 「宇土主水日記」（『石山本願寺日記』下巻、上松寅三編纂校訂、清文堂出版、1966年）によると、織田信孝は「（六月）三日今朝阿州へ御出船アルベシト云々」とある。
- (16) 「兼見卿記」（『史料纂集 兼見卿記』第二、続群書類従完成会、1976年）天正10年6月13日の条。
- (17) 「言経卿記」（『大日本古記録 言経卿記』第一、東京大学史料編纂所編纂、岩波書店、1959年）天正10年6月17日の条。
- (18) 「天正十年夏記」（立花京子『信長権力と朝廷』第2版＜岩田書院、2004年＞史

- 料二に所収、以下、「天正十年夏記」と略す)天正10年6月17日の条。
- (19) 前掲注16所収の「兼見卿記(別本)」天正10年6月7日の条。
- (20) 「元親記」(『續群書類従』第二十三輯上合戦部、塙保己一編、太田藤四郎補、八木書店、2013年、以下、「元親記」と略す)中。
- (21) 朝倉慶景「長宗我部元親夫人の出自について」(シリーズ織豊大名の研究 第一巻『長宗我部元親』平井上総編、戒光祥出版、2014年)参照。なお、長宗我部元親夫人の実父は、足利13代將軍義輝の奉公衆であった石谷光政(出家して空然)で、養子の石谷頼辰は明智光秀の重臣齋藤利三の実兄である。
- (22) 「信長公記」(太田和泉守<牛一>著)、『新訂増補 史籍集覧』第22冊、近藤瓶城原編、角田文衛・五来重編、臨川書店、1967年、以下、「信長公記」略す)巻十五の天正十年六月朔日の記事。
- (23) 谷口研語『流浪の戦国貴族 近衛前久』(中公新書、中央公論新社、1994年)153頁。
- (24) 今谷明「戦国期の室町幕府と三好長慶」(『三好長慶』今谷明・天野忠幸編、宮帯出版社、2014年)。
- (25) 永禄7年7月24日に三好長慶没(『寛政重修諸家譜』第4、堀田正敦等編、続群書類従完成会、1964年)。
- (26) 『言継卿記』第3(国書刊行会、1914年)永禄8年5月19日の条。なお、義輝を殺害した理由については、「信長公記」巻一の冒頭で、義輝が三好長慶に天下の実権を把握されていたことに対し、三好一族に遺恨を抱き、謀叛を企てたためとしている。
- (27) 「信長公記」巻一、永禄11年9月28日の記事。
- (28) 『多聞院日記』第2巻(英俊著、辻善之編、三教書院、1935年)永禄10年2月18日の条に「去十六日 三好左京大夫(三好義継)堺ニテ宿所ヲ替了(三好三人衆のもとを出奔し)、松弾(松永久秀)ト同心歟ト阿州雑説之由也」とある。
- また、『信長文書』82号(柳生文書)の永禄10年12月1日付織田信長から大和国興福寺衆徒宛書状において、足利義昭の入洛に近日供奉する予定であるが、大和国多聞城の松永久秀・松永久通父子を見放さないことにつき誓紙を交換したので必ず加勢する旨通知されている。
- (29) 『言継卿記』第4(国書刊行会、1915年)元亀元年9月13日の条、および「兼見卿記」(『史料編纂 兼見卿記』第一、續群書類従完成会、1971年)元亀元年9月12日の条。
- (30) 「信長公記」巻六、天正元年7月18日の記事。
- (31) 『鹿児島県史料旧記雑録』後編1(鹿児島県維新史料編さん所編、1981年、以下、『鹿児島県史料旧記雑録』略す)738号(天正2年4月14日付足利義昭から島津義久宛書状で紀伊国まで来て滞留している旨連絡)。

- (32) 神田千里『織田信長』（ちくま新書、2014年）によると、織田・毛利の対立は足利義昭が毛利に帰京の尽力を求めたこともあるが、播磨・備前地域において浦上宗景など織田方につく勢力と、毛利と結びつく宇喜多直家方勢力に分裂し、織田・毛利の境目紛争が生じたことも大きな要因とされている（125頁）。
- (33) 『大日本古文書家わけ九ノ二吉川家文書之1-2』（東京大学文学部史料編纂所、1925年）489号・490号。
- (34) 辻善之助著『日本仏教史』近世篇之一（岩波書店、1952年）に紹介されている天正4年5月18日付宗徒奥近江守から上杉家老吉江・河田・鯉坂に宛てた書状（141頁）。
- (35) 『史料纂集 歴代古案』第二（羽下徳彦、阿部洋輔、金子達校訂、續群書類従完成会、1995年月）614号（天正4年8月2日付け毛利輝元から上杉謙信宛書状）。
- (36) 「松家家文書」10・11号（『阿波中世史文書』徳島県文化財基礎報告第5集〈昭和55・56年度〉、徳島県教育委員会編、1982年）。
- (37) 「信長公記」巻八、天正3年4月19日の記事。
- (38) 「昔阿波物語」（『戦国史料叢書』第2期第5、人物往来社、1966年、以下、「昔阿波物語」と略す）第二。
- (39) 「三好家譜 巻之三」（『続阿波国徴古雑抄』二、金沢修監修、徳島県立図書館編、1973年）。
- (40) 「昔阿波物語」第三。
- (41) 多田真弓「戦国末期讃岐国元吉城をめぐる動向」（天野忠幸編『論集 戦国大名と国衆10 阿波三好氏』岩田書院、2012年）。
- (42) 三原城壁文書（三原高等学校所蔵）8号（『広島県史古代中世史料編』4、広島県編、1978年）。
- (43) 『信長文書』573号。『信長文書』では、天正3年と年次比定されているが、『石谷家文書』文書番号18によって、同文書の年次は天正6年と確定された。
- (44) 元親は天正6年に吉野川沿いに侵攻して上流の三好、美馬の二郡等を平定（「元親記」）し、これに対し、三好方は反撃に出るが大敗。天正8年正月3日、三好存保は讃岐に逃亡した（「昔阿波物語」）とされる。
- (45) 「土佐国蠹簡集拾遺」（『高知県史 古代中世史料編』高知県編、1977年）321号。
- (46) 『戦国遺文 瀬戸内海水軍編』（土屋聡明、村井祐樹、山内治朋編、東京堂出版、2012年）492号（天正5年2月21日付西園寺公廣から小早川隆景宛書状、乃美文書）。
- (47) 「元親記」中。
- (48) なお、前掲注43の偏諱に係る朱印状には、「阿州面在陣尤候」と阿波の制圧のみを容認しているだけであり、「元親記」ではこの朱印状を「四国の義は切取り次第」と誤解した可能性もある。
- (49) 『愛媛県史 資料編 古代中世』（愛媛県、1983年）2248号（天正8年3月18日

付法華津前延から三善治郎少輔宛書状)。

- (50) 「信長公記」巻十三、天正8年4月9日の記事。
- (51) 「兼見卿記」(『史料纂集 兼見卿記』第一、続群書類従完成会、1971年)天正8年8月3日の条。
- (52) 「吉田文書」(東京大学史料編纂所架蔵・影写本、請求番号3071.76.25、藤田『証言 本能寺の変』所収)。藤田『証言 本能寺の変』によると、「秀吉は土佐の長宗我部氏とも友好関係を築いていた」(22頁)としており、「吉田文書」の書状から、天正8年11月以前にも何度か書状のやりとりをしていた様子が窺える。
- (53) 『信長文書』906号。
- (54) 『信長文書』911号。
- (55) 「昔阿波物語」第三。
- (56) 天野忠幸『三好一族と織田信長』(戎光祥出版、2016年)によると、馬揃いには、四国出陣のため当初参加除外となっていた「河内衆」が参加しているうえ、一次史料から三好康長の四国渡海は確認できないとしている(163頁)。
- (57) 前掲注10の中平景介氏の論文では、「軍記」(「昔阿波物語」と「三好記」)における天正9年の阿波情勢の記述と一次史料(天正9年9月10日付長宗我部元親から麻植郡国衆木屋平氏宛書状)を基にした当時の情勢は、三好存保が紀州勢などの加勢を得て、長宗我部方の一宮城を包囲するなど攻勢に出て、後詰めめ長宗我部勢と対陣した上で帰陣するなど、三好存保が決して劣勢ではなかったと分析している。
- (58) 「信長公記」巻十四、天正9年11月17日・20日の記事。
- (59) 「岐波文書」(東京大学史料編纂所架蔵・写真帳、請求番号6171.94.5、藤井讓治「阿波出兵をめぐる羽柴秀吉書状の年代比定」<『織豊期研究』第16号、織豊研究会、2014年>所収)。
- (60) 同書状と同じ日付で、薩摩の島津義久宛に出した書状(『鹿兒島県史料旧記雑録』1324号)があり、長宗我部元親の関する記述を除けば、ほぼ同様の内容(佞人共の妬みにより讒訴され、今は三河の徳川家康の許にいるが、ゆくゆくは頼って下向するかもしれないとの主旨)。
- (61) 近衛前久は天正5年2月24日付伊勢貞知(信長の家臣)宛に送った書状で、元親を今後どのようなことがあっても、信長のために尽力させる旨を記している(蜷川家文書818号『大日本古文書家わけ第二十一 蜷川家文書之四』<東京大学史料編纂所、1992年>)。平井上総氏は、「数年後に前久が元親のことを取りなしていることからみて、この天正五年のときにも、元親は京都に戻る前久に織田政権への口添えを頼んでいただろう」(『長宗我部元親・盛親』ミネルヴァ書房、2015年)と推測している(82頁)。
- (62) 明智光秀が元親との直接交渉窓口として斎藤利三を使ったのは、前掲注21にあ

るように斎藤利三が石谷家を介して元親と縁戚関係にあったからであると考えられる。

- (63) 盛本昌広『本能寺の変 史実の再検証』（東京堂出版、2016年、以下、盛本『本能寺の変』と略す）281頁。
- (64) 盛本『本能寺の変』282頁。
- (65) 盛本『本能寺の変』によると、石谷家文書の天正6年の摂津にいた石谷頼辰と長宗我部元親の書状のやり取りからみて、摂津から土佐まで約1ヶ月かかっているとされている（291～292頁）。
- (66) 「元親記」では、「或人さゝえ申す」と讒言があった後に、信長が、元親に対し伊予・讃岐を返上させ、土佐と阿波南半国の領有を認める条件を提示したところ、それを元親が拒否したと読める。しかしながら、前掲注59の天正9年11月23日付松井友閑書状や史料1・3・4（『石谷家文書』）の一次史料からは、最初の国分条件を元親が拒否したため、天正9年冬の争論において讒言があり、それを踏まえ、元親に土佐一国のみ領有の国分条件が提示されたことが判明する。したがって、最初の国分条件は、「元親記」が記載する土佐と阿波南半国の領有であったとみるのが妥当である。讒言の時期と国分条件の内容について、「元親記」の作者の高島政重（元親の近習。元親の三十三回忌に際して書き上げたとされる）が記憶違いした可能性がある。
- (67) 『信長文書』967号。
- (68) 「信長公記」巻十五、天正10年4月21日の記事には、信長が三男信孝に阿波国を与えたので、信孝が平定のための兵を集めるとある。
- (69) 盛本『本能寺の変』291頁。
- (70) 『信長文書』1052号。
- (71) 稲本紀昭「神戸信孝の四国出兵と北伊勢国人」（柴裕之編『論集 戦国大名と国衆 20 織田一門』岩田書院、2016年）で紹介されている神戸の僧慈円院正似が伊勢神宮内宮の担当者藤波氏親とみられる人物に宛てた書状において、「御朱印ハ四国きりとり御朱印に候、おもてむきハ、三吉養子ニ御なり候分ニ候」（天正10年5月21日付）と記されている点を踏まえると、信長の御朱印の真意は信孝が三好康長の養子となって四国全土を制圧することであったと解される。
- (72) 「元親記」中によると、先手として5月上旬に渡海した三好康長は、阿波の勝瑞城に入り、長宗我部方の一宮城と夷山城を攻略したとされている。
- (73) 金子拓『織田信長<天下人>の実像』（講談社、2014年）では、信長から三男信孝への四国攻めの朱印状は5月7日付で出されているが、これは將軍推任の3日後であり、「推任が四国出陣の最終的決断に何らかの影響を及ぼした可能性を考えたくなる」（273頁）とし、さらに信長は、「將軍推任を受け、それまでの天下静謐維持という大義名分を自己否定するかのように、征服欲をむきだしにしたいくさを中

- 国・四国方面にしかけるといふ最終決断をおこなったのではないだろうか」(276頁)との推測がなされている。
- (74) 金子拓『織田信長 不器用すぎた天下人』(河出書房新社、2017年、以下、金子『織田信長』と略す) 166頁。
- (75) 藤田達生『織田信長 近代の胎動』(日本史リブレット)(山川出版社、2018年) 75～77頁。
- (76) 『改定史籍集覧 第7冊(通記類[第7])』(近藤瓶城編、臨川書店、1983年)。
- (77) 「公卿補任」(『大日本史料』第11編之1、東京大学史料編纂所編、1988年覆刻版)によると、近衛前久は、天正10年6月14日(明智光秀が山崎の合戦で敗れた翌日)に出奔したと記されている。
- (78) 近衛前久が疑われたのは、前記のとおり「信長公記」巻十五、天正10年6月1日の記事。すなわち明智軍が二条御所襲撃に当たって近衛前久の屋敷(近衛殿)の屋根を利用したためとされているが、これに対し、橋本政宣氏は、著書『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、2002年)の中で、明智軍に近衛殿が利用されたからといって、近衛殿の主である前久が明智方に加担していたことにはならないとの見解を示している(186頁)。
- (79) 前掲注78の橋本政宣『近世公家社会の研究』(第一部第五章 豊臣政権と摂関家近衛家 一本能寺の変と京都の錯乱) 178～187頁。
- (80) 前掲注78・79の橋本政宣『近世公家社会の研究』所収の「近衛文書」38917号(東京大学史料編纂所架蔵・写真帳、請求番号6171.68.23)。
- (81) 竹本千鶴『松井友閑』(人物叢書、吉川弘文館、2018年) 176頁。
- (82) 『天王寺屋会記』(解説編上、永島福太郎編、淡交社、1989年、以下、『天王寺屋会記』と略す)。
- (83) 天野忠幸『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、2015年)の第二部「三好政権と畿内社会」第二章「大阪平野の都市ネットワークと三好政権」第三節「畿内・瀬戸内における堺の位置と三好政権」285～291頁。
- (84) 前掲注52の天正8年11月に長宗我部元親から羽柴秀吉宛の八ヶ条にわたる書状の中に、三好康長が近日中に讃岐の有力国人安富氏の許に行くことになっていると記されている。
- (85) 谷口克広『信長軍の司令官』(中央公論新社、2007年、以下、谷口『信長軍の司令官』と略す) 204～206頁。
- (86) 「晴豊記」(『増補 續史料大成』第九卷、竹内理三編、臨川書店、1994年)。
- (87) 『信長文書』894号。天正8年8月に大坂本願寺の戦後処理が片付くと、信長は、大坂本願寺との戦いの司令官役を務めていた佐久間信盛に対し、何の戦功もなかったことなど十九ヶ条にわたる責めに関する自筆の覚書(折檻状)を突き付けて、信盛父子を追放した。

- (88) 例えば、藤田達生氏は、信長の四国・中国平定後に大規模な国替えが予想され、「光秀が国替えされる可能性は、きわめて高かった」とし、それは左遷を意味したとしている（藤田『証言 本能寺の変』42頁）。また、谷口克広氏は、信長は晩年力のある近習たち（菅谷・堀・長谷川など）を大名に昇格させて近江を中心とした「近国掌握構想」があったのではないかと推測しており、明智光秀の支配地域の志賀郡も近習の誰かに与えるつもりだったのではなかろうかとしている（『信長の親衛隊』中央公論新社、2008年、195～198頁）。桐野作人氏は、谷口克広氏の考えも踏まえて、信長が門衆や若手側近を引き立てて近江や畿内近国に配置しようとの新たな分国再編成により、丹波・志賀の支配を任されている明智光秀だけが玉突き的に割を食う結果をもたらされようとしていたのではないかとしている（『だれが信長を殺したのか』PHP研究所、2007年、144～147頁）。
- (89) 谷口『信長軍の司令官』によると、武田家滅亡後の領地替えは、滝川一益は北伊勢から上野一國と信濃二郡へ（但し北伊勢は収公されず）、河尻秀隆は美濃岩村城から甲斐一國（除く穴山梅雪領）と信濃諏訪郡へ、森長可は、美濃兼山から信濃三郡へなどとなっている（230～231頁）。
- (90) 『中川家文書』（神戸大学日本史研究室編、臨川書店、1987年）天正8年9月17日付信長の朱印状。
- (91) 『寛政重修諸家譜』第4輯（国民図書、1923年）卷第七百六十四。
- (92) 『信長文書』補遺236号。
- (93) 『稲葉家譜』巻之4（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、請求記号2076-816）。
- (94) ルイスフロイス『完訳フロイス日本史3 織田信長篇Ⅲ』（松田毅一、川崎桃太郎、中央公論新社 2000年、以下、『フロイス日本史』と略す）によると、本能寺の変の2週間程前の天正10年5月半ば、武田氏遺領の分配の礼に安土を訪れた徳川家康らの接待を準備している期間に光秀と信長との密談があり、その時、信長の「好みに合わぬ要件」で光秀が言葉を返すと、信長は怒りを込め1～2回光秀を足蹴にする事件があったと記されている（144～145頁）。
- (95) 『多門院日記』第3巻（英俊著、辻善之助編、三教書院、1936年）天正10年5月17日～27日の条。
- (96) 谷口『信長軍の司令官』では、明智と細川・筒井との関係は軍事的行動に関しては従属関係にあったと理解してよいとしている（204～205頁） また、『綿考輯録』第一巻の巻三（石田晴男・今谷明・土田將雄編、汲古書院、1988年）によると、天正2年正月17日に信長は明智光秀に対し、四男を筒井順慶の養子とし、娘を細川藤孝の嫡男忠興に嫁がせるよう命じたと記されている。
- (97) 谷口研語『明智光秀 浪人出身の外様大名の実像』（洋泉社、2018年＜初版2014年＞）184～190頁。
- (98) 『綿考輯録』第二巻の巻九（石田晴男・今谷明・土田將雄編、汲古書院、1988年、

以下、『綿考輯録』と略す)。

- (99) 「信長公記」巻十五、天正10年5月15日の記事。
- (100) 「信長公記」巻十五、天正10年5月17日の記事。
- (101) 「信長公記」巻十五、天正10年5月15日～17日の記事。
- (102) 「仙茶集」(『茶道全集』巻の十二、井口海仙等編、創元社、1973年)に記載の楠長庵から天正10年6月1日付島井宗室宛「御茶湯道具目録」に三十八種の名物茶道具が明記されている。
- (103) 「石川忠総留書」(『愛知県史資料編Ⅱ織豊Ⅰ』愛知県史編さん委員会、2003年)に徳川家康は「天正十年五月末、堺御見物に被成御座、茶屋四郎次郎を御使として、境(堺)悉御見物被成之旨被仰入、六月二日に堺御立上洛」とある。また、津田宗及の『天王寺屋会記』にも「六月二日ニ 上様しやうがひ也、惟任日向守於本能寺御腹ヲキラセ申候、家康モ二日ニ従堺被帰候、我等も可令出京と存、路地迄上り申候、天王寺辺ニ而承候、宮法モ従途中被帰候」とある。
- (104) 「嶋井家由緒書」(『福岡県史 近世史料編 福岡藩町方(一)』西日本文化協会編纂、福岡県、1987年)によると、6月に信長が茶会を開くとのことで、神屋宗湛を同道して本能寺に向向いたところ、明智光秀の乱が起き、「早々本能寺を引取候」とあり、その際弘法大師真筆の千字文の掛け軸を持ち帰ったと記されている。
- (105) 『大日本史料』第11編之1(東京大学史料編纂所、1927年)260～261頁に掲載の「前田創業記」、「前田家譜」、「加賀藩歴譜」を参照。
- (106) 田中秀隆「本能寺の変と茶会－松山吟松庵・茶会予告説の復権－」(『史学美術論集 金鯨叢書』第三十一輯、財団法人徳川黎明会、2004年)では、前掲注102の「仙茶集」の一部として翻刻した松山吟松庵の茶会予告説を支持する形で、6月1日の翌日以降に茶会と茶道具披露が予定されており、「御茶湯道具目録」は茶道具披露に参加する島井宗室に示される可能性が高かったものとしている。また、『天王寺屋会記』等当時の記録から茶会には徳川家康一行や津田宗及らも参加予定であったとみている。
- (107) 織田信忠から森乱丸宛て5月27日付け書状(小島文書)。同書状は『信長文書』下巻の天正10年の信長を巡る情勢の概要(657～674頁)の中で紹介されている。同書状は、信長発給文書でないこともあり、文書番号は付されていない。
- (108) 「兼見卿記」および「天正十年夏記」天正10年5月29日の条。
- (109) 天正10年6月8日付で斎藤利三が京都五山宛に出した書状(『戦国大名古文書 西日本編』編者山本博文・堀新・曾根勇二、柏書房、2013年)において、「光秀京屋敷へ可有御出候也」と光秀の京屋敷に担当の僧の出仕を命じているように、光秀は京都に屋敷を構えていた。
- (110) 「信長公記」巻十五、天正10年5月29日の記事では、小姓衆二、三十人を召し連れて上洛とある。

- (111) 本能寺は、南北は六角通と蛸薬師通、東西は西洞院通と油小路に囲まれた地域にあり、東西、南北とも約 130 メートル四方の規模であった。今谷明「信長の本能寺“御殿”について」(今谷明編『王権と都市』思文閣出版、2008 年)によると、境内の東北隅の約 37 メートル四方(境内面積の四分の一)は、内堀によって区画されており、そこに信長が宿泊していた御殿があったとされ、規模は比較的小さく、堀の深さも 1 メートル程度と推定されている。このため、防御面では強固と言えるほどではなかったようである。
- (112) 妙覚寺は、本能寺から東北の位置にあり、直線距離にして約 600 メートル。現在も上妙覚寺町・下妙覚寺町と町名で残っており、北は二条通、南は御池通、東は室町通、西は新町通の区画にあったものと推定される。
- (113) 「惟任退治記」(前掲注 1)。
- (114) 「天正十年夏記」天正 10 年 6 月 1 日の条。
- (115) 「信長公記」巻十五、天正 10 年 6 月 2 日(6 月 1 日の夜明け)の記事では、小沢六郎三郎が民家に寄宿していたが、本能寺には間に合わず、信忠のいる二条御所に馳せ参じた旨が記載されている。また、イエズス会編『イエズス会日本年報上』(村上直次郎訳、柳谷武夫編輯、雄松堂書店、1979 年)では、「事変はすでに都中に知れ、数人の殿は駆けつけたが、街が占領せられてあたため入ることができず、世子の邸に赴いた」と記録されている。
- 『フロイス日本史』でも、同様の記述あり(149 頁)。
- (116) 「惟任退治記」(前掲注 1)。
- (117) 池上裕子『織田信長』(人物叢書、吉川弘文館、2013 年)265～276 頁。
- (118) 前掲注 71 の稲本紀昭「神戸信孝の四国出兵と北伊勢国人」における慈円院正似の書状の中で、信孝の軍勢は、直属の家臣のほか、諸牟人や伊賀衆、甲賀衆、雑賀衆などの他国の者達が動員されていると記されている。
- (119) 前掲注 115 のイエズス会編『イエズス会日本年報上』によると、変の情報が入ると、兵の大部分は信孝を見捨てて去ったと記されている(223 頁)。
- (120) 金子『織田信長』によると、光秀が裏切った理由には、かつて信長を裏切った相手に共通する点があり、それは信頼していたゆえの油断であったと指摘されている(179 頁)。
- (121) 前掲注 87『信長文書』894 号において、信長は、家臣の功績について、「丹波国日向守働、天下之面目をほとこし候」と、明智光秀(日向守)を羽柴秀吉、柴田勝家より先に讃えている。
- (122) 「信長公記」によると、天正 5 年 8 月に松永久秀が、天正 6 年 10 月に荒木村重が、各々謀叛を起こした時、信長は何故謀叛を起こしたのか理解できず、両ケースとも使者を派遣して慰留に努めているほどである。
- (123) 「天正十年夏記」5 月 4 日の条。

- (124) 「蓮成院記録」(『續史料大成 増補』第42巻、竹内理三編、臨川書店、1978年) 天正10年6月2日の条。
- (125) 二条御所は、鎌倉時代から二条家の屋敷で、「二条殿」と呼ばれていたが、天正4年に信長が京都における御座所として造営した後に、天正7年に誠仁親王に進呈し、下御所(二条親御所)と呼ばれ、現在も二条殿町として地名で残っている。2010年1月～3月に京都市埋蔵文化財研究所により跡地の一部の発掘調査が行われている。場所は、北は押小路通、南は御池通、東は烏丸通、西は室町通に囲まれた地区と推定され、室町通を挟んで妙覚寺の隣に位置していた。
- (126) 「老人雑話」(『改定 史籍集覧』第十冊、近藤瓶城編、臨川書店、1983年復刻版) では、江村専齋が見聞した本能寺の変の当日の様子が書かれており、それによると「本能寺に火を掛けてより、城介殿の御座す妙覚寺へ推寄す」と明智軍が本能寺襲撃後に、妙覚寺に移動している状況が窺える。また、信長を先行して襲撃している間に信忠が逃亡する可能性もあったが、「当代記」と「信長公記」の当日の記事によると、信忠は、光秀ほどの者が謀叛を起こしたのであるから先手を打って逃げ道を塞いでいるはずとの思い込みがあり、仮に逃亡して途中で雑兵に殺されて恥を曝すよりは、二条御所に移り、そこで雌雄を決することにしたとされる。
- (127) 明智光秀が与同を求めた天正10年6月2日付美濃野口城主西尾光教宛書状(『武家事紀』中巻、素行子山鹿高興著、山鹿素行先生刊行会、1915年)では、信長父子殺害の目的について、「父子悪逆天下之妨討果候」と記されているに過ぎず、他の部将が納得するような大義と評価し難い。また、光秀が、天正10年6月9日付け細川父子宛に与同を求めた書状(明智光秀覚書条々)(『信長からの手紙 細川コレクション』<熊本県立美術館、永青文庫、2014年>84号)では、謀叛を起こしたことについては「我等不慮之儀」とのみ表現されており、大義はみられない。
- (128) 前掲注127の明智光秀覚書条々。
- (129) 「信長公記」巻十五、天正10年6月2日の記事。

